

第2回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

東 育代君

1. 生理用品の配布について

- (1) 生理の貧困という言葉の広がりとともに、県内でも自治体や民間団体が支援に動き出している。市内にある公共施設の女子トイレ等に生理用品の配置は考えられないか伺う。

（市役所串木野庁舎、市来庁舎、総合体育館、アクアホールなど）

- (2) 市内公立小中学校の女子トイレ等に生理用品の配置は考えられないか。

2. 市内公立中学校のICT活用について

- (1) 市内の公立小中学校では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、自宅待機や学校休業などの措置が取られた。既に一人一台のタブレット整備がなされているが、オンライン授業はなぜ実施されなかったのか。

- (2) 文部科学省は、学校休業によりやむを得ず登校できない児童生徒に対し、GIGAスクール構想で整備した情報端末を持ち帰り、自宅などから朝の会などの集団活動に参加できるようにすることを求めているが、本市の現状と今後の取組を伺う。

松崎幹夫君

1. 人口増、人口維持の取組について

- (1) 今後の取組を市長はどのように考えているか。
- (2) 麓地区の整備が進み、今後は市として転入促進のためのアピールに繋げていくことが重要と考えるが、新たな取組などは考えていないのか。

2. ごみ収集の在り方について

- (1) 他地域や市外から粗大ごみの持ち込みがあるようだが、現状及び対応策について伺う。
- (2) 各ごみステーションにおいて、粗大ごみの中での可燃物と不燃物を分けて回収する方が、効率的で経費節減に繋がると考えるがいかがか。
- (3) 全てのごみ収集について、公民館未加入者への対応はどのようなか。
- (4) 環境センターへごみを持ち込む際の市民であることの確認について伺う。

中里純人君

1. 子育て支援について

- (1) 子育て支援の具体的施策について伺う。
- (2) 子育て世代包括支援センターについて伺う。
- (3) 子育て支援センターの利用促進について伺う。
- (4) 産後ケアについて伺う。
- (5) 育児休暇について伺う。
- (6) 不妊治療について伺う。

2. 教育行政について

- (1) 先生方の授業準備のための時間は十分確保できているのか。
- (2) ICT教育について
 - ① タブレット授業は、1週間に何時間、どの教科でどのように使われているのか。
 - ② タブレット等の使用で学校間の格差はないのか。
 - ③ ICT支援のための教材等の導入について伺う。
 - ④ 持ち帰り学習の準備はできているのか。
 - ⑤ リモート授業について伺う。
 - ⑥ 健康問題について伺う。

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

本会議第2号（3月4日）（金曜）

出席議員 16名

1番	西田憲智君	9番	大六野一美君
2番	田畑和彦君	10番	東育代君
3番	高木章次君	11番	中里純人君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	中村敏彦君	16番	濱田尚君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	福谷和也君
補	佐	石元謙吾君	主	任	橋之口健志君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	教育総務課長	瀬川大君
副市	長	出水喜三彦君	消防長	平石剛君
教育	長	相良一洋君	福祉課長	久木田聡君
総務課	長	山崎達治君	学校教育課長	藏蘭孝一君
企画政策課	長	北山修君	市民生活課長	久保さおり君
財政課	長	宮口吉次君	子どもみらい課長	立野美恵子君
市来支所	長	橋口昭彦君		

令和4年3月4日午前10時00分開議

△開 議

○議長（濱田 尚君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（濱田 尚君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次、質問を許します。
まず、東育代議員の発言を許します。

〔10番東 育代君登壇〕

○10番（東 育代君） おはようございます。私は、先に通告いたしました2件について質問をし、市長の見解をお伺いいたします。

平和の祭典である冬季パラリンピック北京大会が本日開幕します。第24回冬季オリンピックが2月20日に閉幕しましたが、カーリング女子の笑顔のプレーは、ルールをよく知らない私でしたが、テレビにくぎづけで応援をいたしました。どんな感動のプレーが見られるのか、とても楽しみです。

しかし、一方では、ロシアによるウクライナ侵攻が始まったとのニュースを聞いてびっくりしております。「失った物や建物は再建できるが、失った人の命は取り戻せない」と訴える女性の声に、胸が痛くなりました。

さて、長引く新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、本市でも市民生活や経済活動に大きな影響が出ています。

1月25日の「記者の目」に、「生理の貧困という言葉の広がりとともに、鹿児島県内でも自治体や民間団体が支援に動き出した」とあり、薩摩川内市の生理用品の無償配布の紹介記事がありました。

早速、SSプラザの男女共同参画の窓口に行ってお話を伺ってまいりました。受け取りに来た人への支援相談窓口の紹介などのつなぎの取組のお話をお聞きしました。

「経済的理由などで生理用品が十分手に入らない生理の貧困について、県は初のウェブアンケート結

果を公表した」とありました。近隣の自治体では、既に取組が始まっているようです。

トイレにトイレットペーパーが置いてあるように、生理用品も女性にとって必需品であることを改めて感じております。

そこで、生理用品の配布についての質問です。

初めに、本市における生理の貧困問題について、市長の見解をお伺いいたします。具体的な質問は、質問席から順次、お聞きしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） おはようございます。東育代議員の御質問にお答えをいたします。

生理の貧困問題についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う雇用や就労への影響が長期化する中、自営業者をはじめ、非正規雇用やパート労働の方々に生活に困窮する世帯が増えてきております。

こうした中、国においては、令和3年6月に女性活躍・男女共同参画の重要方針2021を策定し、生理の貧困は女性の健康や尊厳に関わる重要な課題として、女性に寄り添った相談支援の一環として行う生理用品の提供だけではなく、きめの細かい寄り添った相談支援を行うための交付金を拡充したところでございます。

また、県においては、昨年9月に生理の貧困に関するアンケート調査を行い、状況の把握と課題を整理し、令和4年度に対策事業費として予算を計上して、市町村への支援及び普及啓発を予定しているところであるようです。

市といたしましては、こうした動きを踏まえ、単に用品を配布するだけではなく、生活困窮者等への相談支援の一環として生理用品を提供する形で取り組んでまいりたいと考えております。

○10番（東 育代君） ただいま市長に答弁をいただきました。

県のほうがウェブ調査を開始したということで、今年度739万2,000円を計上しているということです。市のほうも相談支援として生理用品だけではなくて取り組むということですかね。生理用品の配布も一

緒に取り組むというような考えでしょうか。

○市長（中屋謙治君） ただいま壇上のほうで申し上げたとおりでございます。

まず、国においては重点方針を定めて取り組んでおります。

また、県においても先ほど説明したような形の取組でございます。

こうした動きを受けて、私どもとしてはあくまでも相談支援の一環という考え方。ですから、単に生理用品を配るということではなくて、相談支援の一環として生理用品を提供するという取組をしていけたらということでございます。

○10番（東 育代君） ただいま市長に御答弁いただきました。

先日、私も学校にお伺いして、いろんな方にこの件についてお話を伺ったときに、今市長が言われたように、生理用品についての認識というのがなかなか、「困っている人がいるんですね。毎月お金がかかるんですね。そうなんですか」ということを聞きました。そのようなことかなという思いがしております。

「女性にとっては毎月そんなお金がかかるんですか」と言われる先生もいらっしゃいましたけれども、毎月必ず必要なんですよ。毎月幾らぐらいですか」と。人によってそれぞれですけども、やっぱり毎月500円ぐらいかかるわけです。そこら辺のところが一応認識として認知していただいたかなということで、一歩前進かなという思いもいたします。これからの取組になると思いますが、少し細かく聞いていきたいと思っております。

先ほど市長も言われましたが、県が昨年秋に実施した調査では、困っている人が3.4%、時々を含めて困っている人は24.4%でありました。また、生理用品が十分使えず心や体に不調を感じた人は67.7%とあります。県は、結果を踏まえて、2020年度予算に739万2,000円を計上して、市町村への無料配布を支援とあります。

我が市では、今回、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業が約5,000世帯と聞きました。もちろん非課税世帯4,400世帯と家計急変世帯が300世

帯という見込みでありますが、本市、大体1万3,000世帯余りのうちの約5,000世帯。これは本当に市民生活は厳しい状況であります。県の調査より厳しいのかなあと。

昨年6月に、江口議員の一般質問の中で、「学校や公共施設のトイレに市が生理用品を配備できないか」では答弁がなかったようですので、改めてお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○福祉課長（久木田 聡君） 公共施設の女子トイレ等への生理用品の配置についてであります。

市といたしましては、先ほど市長からありましたが、単に生理用品を配布するという形ではなく、生活困窮者等への相談支援の一環として生理用品を提供することを考えております。

そのことから、配布につきましては、公共施設のトイレではなく、相談支援を行っている福祉課及びあいびれっじでの提供を検討しております。

提供方法につきましては、衛生面を考慮し、カード方式もしくはスマートフォンの画面を窓口の職員に提示して用品をお渡しする形などを考えてまいりたいと考えているところでございます。

○10番（東 育代君） 今、課長に御答弁いただきましたが、想定内の答弁かなと思っております。

日置市と薩摩川内市が一番近い自治体ですので紹介しますが、日置市ではもう今年度、各支所4か所、図書館4か所、女性センター、ここら辺にもう生理用品とカードを配布しています。

薩摩川内市にしましても、先ほどSSプラザを言いましたが、男女共同センターとか図書館、各支所、各分館などの11か所と聞いております。

このような取組がもう既にあるんですね。今からですよ、本市は。相談窓口があるところだけ。それでいいのかなあと。一歩前進したのかなという思いはしますが、もう既に、近隣の自治体ではそういう声を受けて動いているということです。

社会福祉協議会では食料支援の寄附を募っている際に生理用品の寄附もあるようです。「窓口で必要な方はもらっていかれますよ」とお聞きしてまいりました。

同僚議員の一般質問でも「民間からの寄附等で、

生理用品を集めて配布できないか」とありました。

「社会福祉協議会が寄附を募っている中、生理用品の提供もある。支援が必要な家庭に配布できるようにしていく予定です」と前回答弁がありました、市の独自の取組として検討いただいたのでしょうか。

○福祉課長（久木田 聡君） 支援が必要な家庭への配布についてであります。

今ありました、昨年4月から社会福祉協議会で実施している食料支援におきまして、寄附として企業や市民から頂いた物資の中に生理用品も含まれており、支援の申出があった家庭に持ち帰っていただいているところであります。

利用者数といたしましては、2月末現在、社会福祉協議会で配布された方が10件程度、また、健康増進センターに来られた方で、支援が必要な家庭に対しまして社会福祉協議会のほうから分けていただきました方へ3件の利用があったところでございます。

○10番（東 育代君） 答弁いただきましたが、市としてはどうだったのかと。

これは社会福祉協議会が集めて、そして、健康増進センターで困っている人がいたら社会福祉協議会にもらいに行ったということですので、市のほうはどうしたのかということをお聞きしたかったのです。

○福祉課長（久木田 聡君） 現時点では、市のほうで独自予算等を設けて配布ということは行っていないところでございます。

○10番（東 育代君） そうですね。前回、同僚議員が一般質問されたその時期に、周辺の自治体ではやはり同じような質問があって、すぐに対応されたと聞いております。自治体によってはコロナ交付金や地域女性活躍推進交付金などですぐに対応をしたということですか。

同僚議員の質問では、「令和3年度は5月で公募期間が終了している。次回以降の活用について、実施する団体を含めて研究していく」と答弁がありましたが、その後、どうだったのでしょうか。

○福祉課長（久木田 聡君） 地域女性活躍推進交付金の活用についてであります。

この交付につきましては、今ありましたように、

昨年5月の公募締切り以降、3回の公募が行われましたけれども、就労までつなげる相談支援員の雇用や居場所の提供などの要件があり、使い勝手が悪いことから、現実、生理用品の配布を実施している県内9市におきまして、現時点ではこの交付金は活用されておられません。

市といたしましては、近隣の実施状況を考慮し、活用しやすい財源を検討してまいりたいと考えております。

○10番（東 育代君） 答弁いただきました。ですよね。

近隣のということですが、近隣ではコロナ交付金などを利用して、もう取組が始まりました。

先ほども薩摩川内市の例を申し上げましたが、公共施設のトイレ、なかなか環境的に衛生的に物理的に厳しいところではカードを置いてあって、窓口にもらいに来ると。そのときに支援相談窓口の紹介にもつながるような事業でございました。

カードですね。生理用品が必要な方。ここにかわいいカードがあるんですが、「生理用品が必要なあなたへ」とカードに書いてあります。これをトイレに置いてあります。「このカードを窓口の職員にお見せください」、さらに、「お声に出さなくても大丈夫ですよ」とあって、そして、問合せはどどこ市役所何々課と書いてあります。

日置市であっても同じように、このカードをトイレに置いてあります。そして、お問合せはどどこですと、ちゃんと市役所の窓口紹介もあります。

県でも、経済的理由などで生理用品が十分入手できない生理の貧困についてのアンケート結果を受けて、今回、対策事業費が計上されております。「市町村による生理用品の無料配布を支援するほか、生理の貧困問題の周知啓発を図るマニュアルなどを作る」と新聞記事にありました。

生理の貧困は女性の問題ではありますが、女性だけの問題ではなく、男女共同参画の推進、ジェンダー平等の視点からも重要であると思っております。

前回の同僚議員の質問の中でも、生活困窮者の手に届く仕組みの導入や定期的な配布などの検討も求められました。「いろんな会合等を利用して啓発活

動をしていく」と答弁がございました。その後、どのように取り組まれたのでしょうか。お聞きます。

○市長（中屋謙治君） 先ほど近隣市の取組ということで、図書館であったりとか、そういうことの例をお話いただきました。

私どもとしては、あくまでもただ単に用品をお渡しをするということではなくて、生活困窮者、困っている方々の困り事を相談をいただく一環という位置づけで、生理用品の配布提供に取り組んでいきたいと、このように思っているところです。

したがって、市内の各公共施設のトイレそれぞれに置いていくというのはもうしばらく状況を見ながら、取りあえずは市役所とあいびれっじにおいて、生活困窮、困っている方々の相談の一環ということで、必要があれば生理用品を提供するというところで取り組んでいきたいと思っているところです。

今、ジェンダー平等、あるいは男女共同参画というお話がございました。

国において、先ほど申し上げたようなことでございます。重点方針ということで、新型コロナウイルスの影響が長引く中、その影響が特に女性に強く表れていると。経済的な理由で生理用品を購入できない方々がいらっしゃるということで、国のほうが重点方針というものを定めまして、生活困窮の対応の一環ということで示しております。

それから、県のほうにおいても先ほど申し上げたようなことでございます。

私は、この生理の貧困という問題、単に、今おっしゃいますように、経済的な理由だけではなくて、社会的に弱い立場にある女性全般のということで、健康であったり尊厳に関わる重要な課題であって、男女共同参画の観点から様々取り組んでいかなければならない、このように思っております。

今回、この生理用品の提供を一つのきっかけとして、女性の生活、健康、就労といった面で、共同参画の視点も捉えながら取り組んでいければと思っているところです。

○10番（東 育代君） ただいま市長に答弁いただきました。

目的はそこにあるわけですね。そこに行くまで

の手段として、今、トイレにカードを置いてあって、それがつながっていくというような取組でございます。本市は本当にそういう動きがあまり見えないということに歯がゆい思いをしております。

福祉のほうに、あるいは市来支所のほうに、あるいは増進センターのほうに相談に来る。来れないんですよ。だから、貧困はあまり相談はないと取られているんです。いろんな公共施設、いろんなところにカードを置いてあることによって、それが一つのきっかけになるのではないかと考えております。それを近隣の自治体はもうやっていますよと。そこから次のステップにつながると私は思っております。

県のほうに事業費を組んでいただきました。県の調査よりも本市は厳しいと思っております。生理の貧困の現状把握ができなければ対応できないと思っております。

市内にある公共施設のトイレ等に生理用品の配布。できないです、トイレに。現実的には。薩摩川内市であっても公共施設のトイレというのはたくさんある中で、2か所しか現実には置いていないと。あとはカードを置いてありました。それが窓口につながるというような取組ですので、そこを受けて、市内にある公共施設、女子トイレ、生理用品の配布、あるいはカード、考えられないかということでお聞きします。

○市長（中屋謙治君） 今回、生理用品の提供というのを一つのきっかけとして、生活困窮、こういうものにつなげていきたいということでございます。

現物を置くというのはなかなか衛生的な面で難しかりうと。そういう意味でカードと。相談窓口に直結するということで、今、福祉課につながるであろう串木野庁舎、それから、あいびれっじのほうの健康増進センター、この2か所に取りあえずカードを置かせていただいて、そして、これが我々が期待するようなそういうつながりになっていくのかどうか、状況を見極めながら、今、御提案がありますようなほかの公共施設のトイレと。これは次の段階で検討させていただければと思っております。

○10番（東 育代君） 2か所だけということですので、次の段階につなげるようにと。

私はやっぱりそういうのを広報啓発、そこには2か所じゃなくてあらゆるところに置くと。そして、そこからつながっていくと思っております。そこだけにと限定されると、そこに行く人しかそれを目にすることができませんので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

次に、移ります。

市内公立小中学校の女子トイレ等に生理用品の配布は考えられないかということです。

前回、この質問も同僚議員がなさいました。公共施設とともに、小中学校のトイレに生理用品を配布できないかということと、無償で提供している先進地の取組の調査を質問なさいましたが、答弁では生理用品の配布枚数の報告だけがありました。小学校で何回、中学後で何回ということで、「生理の貧困を理由にした児童生徒はいなかったが、父子家庭で保健室に相談に来た例はあります」と答弁がありました。

ちょっと質問と答弁がかみ合わないように感じましたので、そこで、江口議員と連名で、市内の公立小中学校13校に、生理用ナプキンの無償配布の取組に関する五つの調査をお願いいたしました。子どもたちのために一生懸命取り組んでいただいている学校現場の貴重な御意見や要望をお聞きすることができましたので、その質問事項に基づいて、本市のお考えを少しお聞きしていきます。

生理用ナプキンの保管方法や利用状況、配置場所をお聞きしたところ、手洗い場の近くに、困ったときに使ってねと置いてあるところがありました。

「女子用トイレにお助けナプキンを置く場所ができれば、保健室に相談に来る勇気のない女子も助かるのではないかと考えております」という御意見もありました。

また、保護者の声としては、「保健室にもらいに行く勇気がない児童生徒が多いので、置いてあると助かると思う」とお聞きしております。特に、初経を迎えた小学生、今は3年生ぐらいからですが、「準備が間に合わないときは早退している」ということもお聞きしております。

「トイレに置くのは衛生上困難」との意見も複数

ありましたが、できないことを前提にではなく、工夫もしてほしいと思っております。いかがでしょうか。

○教育長（相良一洋君） 小中学校におけるトイレ等への生理用品の配備についてでございます。

学校においては、児童生徒が生理に関する悩み等について独りで抱え込まず、教職員が寄り添って対応する必要があります。今、初潮が3年生ぐらいからということもございまして、なかなか小学生は年齢幅がありますので、やはり学校の対応というのが必要になろうかと思います。

現在、本市の小中学校では保健室内に生理用品を配備して、養護教諭等が必要とする児童生徒に配布をしております。養護教諭等が本当に児童生徒に寄り添って、いろんな指導をしながら、そういう衛生面のことも含めながら生理用品等を配布することで、家庭の悩み等を知る機会にもつながっていると私は思っております。

このようなことから、市の教育委員会としましては、現在のところ、トイレ等への生理用品の配備は考えていないところでございます。

今後も引き続き、養護教諭等が児童生徒一人ひとりの生理に関する悩み等を十分把握しながら解決できるようにするために、保健室での配布を進めてまいりたいと思っております。

○10番（東 育代君） 今、教育長から答弁いただきました。

そうですね。どこの学校も保健室に準備をしています。

ただ、先ほど保護者の声を言いましたが、保健室にもらいに行く勇気がない子どももいるということです。そして、現実には学校のほうでは生理の貧困を理由にした児童生徒はいなかったということですが、口に出せなかったと。出せない状況があるということもあります。現実には。

その辺を踏まえて、トイレに置くというのは衛生上困難なことは分かりますが、保護者のそういう意見もある。学校側の運営上もあります。両方を加味したときに、何か工夫はできないのかなという思いがしての質問でございます。

二つ目に無償配布の取組についてもお聞きしましたが、「生徒が生理のことについて口ににくい社会が少しずつでも改善され、悩みや困り事を相談しやすくなるきっかけになればいいと思う」「女性にとっては切実な問題。保健室でも返却を求めています」「この取組は必要なものである」「準備できなかったときや家庭の事情によって非常に助かります」「一時的に配布しても根本的な解決にはならない」というような御意見もありました。

学校への対応については、市内にある小中高の全校が対象で、学校教育課を通してトイレに置くカードや生理用品を配布していますという自治体もございます。準備できなかったときや家庭の事情で悩む児童生徒がいないように、安心して学校生活を送れるような気配りも必要ではないかと思っております。

このカード。カードの取組。トイレに置いてあることで、口に出さなくても持っていけるのかなという思いもしておりますが、いかがでしょうか。

○教育長（相良一洋君） ただいま生理用品の学校への無償配布についてございました。また、カードということもございましたけれども、現在、本市の全小中学校においては、先ほど申しましたように、児童生徒が生理用品をもらいに来た際に保健室で配布をしております。

令和4年2月に、児童生徒の生理用品の必要枚数に係る実態調査を実施いたしました。それによりますと、小学校44件、中学校40件、合計84件でした。そのうち、経済的な困窮が原因で生理用品を購入することができない児童生徒はいないということの報告を受けております。また、市内全小中学校の養護教諭が、現在学校で準備している生理用品の数で十分対応できていると回答をしております。

このような学校の現状に鑑みて、現在のところは市教育委員会としましては対応は考えていないところであります。

○10番（東 育代君） 対応を考えてないということです。困窮者はいないということですが、本当でしょうかね。

本市には、要保護・準要保護の世帯、かなりの数ですよね。見えない数があるのじゃないかと私は思

っております。

口には出せないですよ。先ほど言ったように。カードがあれば、「口に出さなくていいですよ、ただ黙って渡してください」というのを書いてあります。これであればもらいに行けるかもしれない。保護者の声はそういうこともあるわけです。実態は。もう少し深く子どもたちのことを考えていただきたいなと。

困っていない人はいないと思います。口に出せないだけだと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長（相良一洋君） 今、公園とかいろんなところでのカードの利用ということで、できるだけ子どもたちの意見も取り入れたらどうかというようなこともございますので、このことについてはまたしっかり検討していくことも必要かなということは考えております。

○10番（東 育代君） しっかり検討していくということですので、検討がきちっと子どもたちのために、身になるように取り組んでいただくことを期待しております。

三つ目に、生理用品や後始末、生理痛、遅刻、早退、欠席など、児童生徒からの相談などについてもお聞きしました。

この中で、「男性職員には伝えづらいと感じる生徒が多い」「保健室での休養や欠席などの児童生徒がいる」、一人ひとりに応じた相談活動や対応を心がけている学校もあるようです。「きつい人は本当にきついので、いつでも相談ができる保健室で休む環境づくりはとても大切だと思いました」とほっとするようなコメントもありました。

小規模校と大規模校では児童生徒との距離感が少し違うのかなと感じております。先生方も多忙であることは重々周知しておりますが、相談しやすい環境づくりが必要なようですが、いかがでしょうか。

○教育長（相良一洋君） 女子児童生徒一人ひとりが相談しやすい環境づくりについてでございます。

各学校においては、毎日の健康観察等を通して児童生徒の心身の状態の把握、定期的または状況に応じたアンケートの実施、保健室のドアの開放、そういう話しやすい環境づくりなどの配慮としてはやっ

ております。

また、スクールソーシャルワーカーやカウンセラーによる教育相談、気になる児童生徒については全職員で情報を共有して見守っていく、養護教諭や女性職員による対応など、フォロー体制を整えております。

今後も様々な悩みを抱える児童生徒一人ひとりに対して、サインを見逃すことがないようにきめ細かく対応していく、そういう体制づくりもまた進めていきたいと考えております。

○10番（東 育代君） 御答弁いただきました。

一人ひとりのサインを見逃さないようにということです、ぜひきめ細かく対応していただきたいと。

四つ目に、学校での性教育の授業について、子どもたちや保護者の意見、学校現場の意見、要望について伺いました。

その中で、「外部講師の話は生徒の心や記憶に残りやすいので活用したいが、講師料がかかることもあって積極的には活用しづらい」「市が計画的に助産師団体の命の授業プログラムを導入していただくとありがたい」などの御意見もありましたが、いかがでしょうか。

○教育長（相良一洋君） 性に関する指導における市の計画的な外部講師招聘についてでございますが、性に関する指導においては、外部講師を招聘することはとても大切でありますけれども、何よりも大切なことは、学校の教育活動全体で推進することが望ましいと考えております。

そのためには、養護教諭等が保健体育や理科など性に関する指導に直接関わって、直接関わりの深い教科等の主任や生徒指導主任または保健主任等との連携を図りながら、全校体制でまたは組織的な指導ができるように進めていくことが重要であると考えております。

本市においては、学級担任と養護教諭によるチームティーチングで実施をした性に関する指導の学習内容を、学級だよりやブログ等で保護者へ周知している学校等もございます。

市教育委員会としましては、まずはこのような組

織的な取組を市全体で広げていくことが、本市の性に関する指導の充実を図っていくことになろうかと考えております。

また、現在のところ、外部講師の派遣については、本市では予算化はしておりませんが、学校においては学校予算で講師を招聘している学校もございます。

令和元年度から令和3年度にかけては、学校が招聘した主な講師は、助産師や保健師や大学の准教授、または警察官などでございます。

外部講師の指導内容例を挙げますと、助産師には受精から出産までの過程を講義していただいたり、保健師には性感染症の予防について講義をしていただいたり、学校で様々な取組がなされております。

○10番（東 育代君） ただいま答弁いただきました。学校によってはチームティーチングの中できちっとしていくということでございます。ここにもそういう答えがあります。

ただ、先日の南日本新聞の「若い目」に、市来中学校の2年生の投稿がありましたよね。「がん教育を受けて」と。「今、生きていることがどれだけ幸せなことなのか、今日の話で改めて考えることができました」と最後に書いてありました。

やはり外部講師の話というのは生徒の心や記憶に残りやすいと思うんですね。その辺も、こういうふうにも子どもたちを受け止めるということですので、もちろん、いつも顔見知りの先生たちの話というのは大事です。でも、刺激になるのではないかと考えておりますので、ぜひ、お金がかかるかもしれませんが、かからない方法もあると思いますので、その辺の取組はいかがでしょうか。

○教育長（相良一洋君） いろんな対策の研修会等でも性に関する取組については大変重要でございます。

今、東議員から、がん教育について市来中学校のことが述べられましたけれども、このようにして各学校がいろんな機会を捉えて、また、県のほうからも紹介がございまして、そういう研修の機会を大いに学校でも活用していただくように、管理職研修会、教頭研修会での啓発を図っていきたいと考えており

ます。

○10番（東 育代君） ぜひ、いろんな角度から子どもたちに刺激を与えるように、また、子どもたちの心に残るような形で取り組んでいただきたいと思います。

今回の調査を通じてそれぞれの学校の取組が見えました。2月28日のNHKでも、昨年秋に実施した県のウェブ調査のことが放送されておりました。生理用品の入手困難で困っている人がいるんだということ、さらに、十分に使えずに心や体に不調を感じた人は67.7%とありました。

前回の同僚議員の質問に対しての答弁で、「本市では、生理の貧困を理由にした児童生徒はいない」と答弁がございましたが、本市の新年度の要保護・準要保護世帯数の見込みでは、小学校300人、中学校173人、合計473人とあります。全校生徒が1,900人ぐらいですかね。これから見たら約25%ですよ。

必要な人が必要なときに生理用品が手に入るような取組、生理で悩む児童生徒がいないように、学校ではどのような対応がベターなのか、情報分析も必要ではないでしょうか。校長会などで話題にいただきたいと思います。

市内公立小中学校の女子トイレ等への生理用品の配布について、再度お聞きします。

○教育長（相良一洋君） 生理用品等の貧困に伴う校長会等での取組はどうかということでございますけれども、生理の貧困問題対策への取組につきましては、本当に女性にとっての生理の貧困というのは切実な問題であると捉えております。

そこで、学校における生理の貧困問題等への対応については、生理に関する相談しやすい環境づくりや全校体制で組織的に行う性に関する指導の推進等が重要であると考えておりますので、このように進めていきたいと考えております。

そこで、市の教育委員会としましては、このことについて校長研修会とかまたは養護教諭等の研修会、あと、市の学校保健会、外部が入ってきますけれど、これは医師会の会長も入っております。様々な場で周知するとともに、各学校で適切な対応を図れるように今後進めてまいりますので、どうかよろしくお

願いしたいと思うところです。

○10番（東 育代君） そうですね。そして、やはりカードというのは一つの手段ですので、そういうこともぜひ検討していただいて、本当に困っている子どもたちがいないように取り組んでいただきたいと思います。

また、いただいた結果は後ほど、教育委員会のほうにお渡ししたいと思います。

次に、市内公立小中学校のICT活用についての質問に移ります。

市内の公立小中学校では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、自宅待機や学校休業などの措置が取られました。

既に1人1台のタブレット整備がなされておりますが、オンライン授業はなぜ実施されなかったのかという質問でございます。

2月21日に資料を頂きました。学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖ということでありました。そのほかにも陽性者や濃厚接触者などの児童生徒の欠席者が数名いたようにお聞きしております。

学校としてのオンライン活用の現状を伺うとともに、全ての児童生徒に対してオンライン授業がなぜ実施されなかったのか、受験を控える中学3年生にとっては、登校できないことに不安があったと思う。タブレットを通じて学校とつながっているということで安心できたのではないのでしょうか。伺います。

○教育長（相良一洋君） オンライン授業の実施状況についてでございます。

今年度、臨時休業や自宅待機等によりやむを得ず登校できない児童生徒に対して、オンライン授業を実施した学校が本市で8校ございました。

一方で、緊急下校など迅速な対応が迫られたために、オンライン授業について児童生徒へ事前説明や事前指導の時間を十分にとることができず、プリント学習で対応した学校等もございます。

今後も、新型コロナウイルス感染症等に伴う学校休業等の措置も考えられますので、今後の子どもの学業を止めないという観点から、オンライン授業の活用については積極的に推進をしてまいりたいと、そのように考えております。

○10番（東 育代君） ただいま答弁いただきました。

私も学校のほうに行って、ちょっとお話を聞いてまいりました。「中学校でオンライン授業は生徒が楽しんで参加してくれました」と。「むしろ子どもたちのほうが引っ張ってくれていたようでしたよ」と、とても成果のあった学校もありました。

しかし、一方で、「呼びかけに参加してくれた生徒のみが乗ってきた」と。「オンライン授業ではなかった」と。「次に進むためのお試し」と捉えているところもありました。

また、気になっていた3年生は、学級閉鎖があったところですが、「高校入試前なので、自宅での受験勉強に集中してもらうために、もうやりませんでした」と、そういうこともありました。学校によって様々であったように思います。

また、小学校では、「自宅への持ち帰りは原則禁止となっていたことから、直前解除されても持ち帰りは対応ができなかった」と。また、「自前のタブレットを利用した6年生の児童生徒は、1時間目から全部の授業に参加していた子どももありました」ということもありました。自宅のですね。また、1か所では、長く10日間休んでいるので、復学する前に学校からタブレットを持って行って、「これで学校と子どもたちとのやり取りをすることで、学校に来たときにスムーズにできるという思いでお渡ししました」と。「子どもたちは楽しみました」ということでありました。様々でございました。

そこで、つながらなかった、参加しなかった児童生徒への対応が今後の課題であるようです。いかがでしょうか。

○学校教育課長（藏 蘭孝一君） オンライン授業を実施するための様々な今後の課題、そういったことではないかと思います。

オンライン授業を実施するためにどのようなことが必要かということも含めてお答えいたします。

オンライン授業を実施するためには、まず、家庭においてインターネット環境が整っていること、また、オンライン授業の進め方や機器、ソフトの使い方等に教師も児童生徒も慣れておくことが重要では

ないかと思います。

また、発達段階によっては緊張感や集中力を持続させるといったことが難しく、特に小学校の低学年等ですね、授業の進め方を工夫したり、集中できる環境をつくることも重要であることから、保護者の協力も必要不可欠ではないかと思われます。

このようなことを踏まえまして、本年度は、児童生徒及び教職員がタブレット端末を活用した授業等に慣れるということを重視し、これまで各種研修や年次的なICT機器の準備等を行ってきたところでございます。

来年度以降に向けて、さらにこのオンライン授業の必要性が高まってくることが予想されますので、準備を整えていきたいということで、今、進めているところでございます。

○10番（東 育代君） 今、課長から答弁いただきました。始まったばかりですので、課題をできるだけ早く詰めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

文部科学省では、学校休業によりやむを得ず登校できない児童生徒に対し、GIGAスクール構想で整備した情報端末を持ち帰り、自宅などから朝の会などの集団活動に参加できるようにすることを求めています。本市の現状と今後の取組を伺います。

○教育長（相良一洋君） GIGAスクール構想で整備した情報端末の持ち帰りについてでございます。

本年度においては、原則、通常時における情報端末の持ち帰りは行っておりませんが、学校休業等の緊急時においては、校長の判断で持ち帰りを許可しております。

また、本市では、タブレット等の利用等について、2月にいちき串木野市教育用ICT機器貸出実施要綱をつくりました。そして、これに基づいて持ち帰り時のタブレット端末活用の決まりを作成しております。このことを各小中学校へ3月中に通知をする予定にしております。

今後、学校に対しては、持ち帰りの本格的な運用に向けて、児童生徒へ安心・安全に利用するためのルールなどを指導するとともに、保護者からの理解と協力を得られるように周知をしてまいりたいと考

えているところです。

○10番（東 育代君） 今、教育長のほうから答弁がありました。

そうですね。ICT教育の日常化を実現するための支援体制は十分なのか、また、持ち帰ったときのルールづくりやWi-Fi環境の未整備家庭へどのような支援ができるのか、学校の実情に合わせたきめ細かな体制整備が求められるようです。全ての子どもたちが平等に教育を受けられるように願っております。

アフターコロナ、コロナ後を見据え、ICT活用を活かした効果的な学校づくりや、登校できない児童生徒や不登校傾向の児童生徒へのツールとしても活用が広がることを期待しておりますが、いかがでしょうか。

○教育長（相良一洋君） できるだけ全ての子どもたちの教育を止めないという考えの下において、このGIGAスクール構想の中のタブレット端末の持ち帰りとかそういうものをツールにしながら、子どもたちの教育に邁進してまいりたいと考えております。

本市で持ち帰りを許可した学校は現在5校ございました。小学校で3校、中学校で2校です。学校長のほうから、「ぜひ持ち帰らせて、また、学びを止めないということでもありますので許可いただけませんか」という問合せもございまして、許可をしているところです。

そのようにして、十分配慮しながら今後も進めてまいりたいと思います。

○10番（東 育代君） 今後も全ての子どもたちがということですので、平等に教育を受けられるような体制づくりに努めていただきたいと思います。特に、Wi-Fi環境のないところをどうするのかということも含めた中で取り組んでいただきたいと思います。

最後に、市長に再度お聞きします。

先日新聞で、絶対的貧困と相対的貧困、2種類があるということが載っておりました。「GDPが高く、国は金持ちなのに、一般世帯の人々が生活必需品を買えず、必要なサービスにアクセスできない

状態を相対的貧困」とあり、「現在の日本を指す」とありました。ちなみに、絶対的貧困というのは終戦後ということでございました。

「パソコンや携帯電話、洗濯機、冷蔵庫、エアコンなど、家電がそろい、病気のときは受診ができるということが普通の暮らしだが、日本人の実に15.4%は相対的貧困で、普通の暮らしができない」とあります。

相対的貧困という観点から、生理の貧困問題やWi-Fiの未設置家庭への対応など、本市が取り組まなければならない課題は多いということがあります。

そこで、1番目の生理用品の配布について、また、小中学校のICT活用について、いま一度市長の見解を求め、一般質問の全てを終わりたいと思います。

○市長（中屋謙治君） これまで生理用品の関係、それからICTの関係、縷々御議論をいただいたと思っております。

先ほど答弁したとおりでございます。

今回、コロナをきっかけとして、生理の貧困をきっかけとして、生活困窮が顕在化をしてきましたということであります。私どもとしては、困窮の相談をすると、ただ単に物品を配るということではないんですよと、目に見えない、表に出ていない生活に困窮されている実態を把握したい、そして、その対策を取りたいという、この一つのきっかけとして、今回、生理用品を配置したいと思っております。

冒頭、議員のほうから「トイレにトイレットペーパーがあるのが当たり前の時代になってきました」とおっしゃいますように、女子トイレに生理用品が置いてあるのが当たり前の時代というのがどういう形なんだろうかと、ちょっと私は衛生の問題を含めて具体的にイメージができないんですが、いずれにしても、今回、困っている方々に行政としてどういう寄り添い方ができるんだろうか、手を差し伸べられるのだろうかと。その一環として、今回は生理用品を、カード方式ですけれども、配置をすることで次の改善につなげていきたい、このように思っているところでございます。

ICTの関係は教育委員会のほうから答弁したと

おりでございます。

○10番（東 育代君） なかなか生理問題に関しては市長に、あるいは男性の方々に理解してもらうのは厳しいと思っておりますが、まずテーブルに載せたことが一番の成果であったように思います。

これからどのような形が本市にとって一番すばらしい形になるのか、ぜひ動きが見える形で取り組んでいただきたいということを申し述べて、本日の一般質問の全て終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（濱田 尚君） ここで換気のため5分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時01分

○議長（濱田 尚君） それでは、再開します。

次に、松崎幹夫議員の発言を許します。

[6番松崎幹夫君登壇]

○6番（松崎幹夫君） 私は通告に従いまして2件のことについて質問をいたします。

初めに、人口増、人口維持の取組についてであります。

本市の人口がみるみる減少しております。子どもの世代もどんどん減少しております。

人を呼ぶことが喫緊の課題と考えておりますが、市長が人口増の取組として、12月の一般質問の答弁の中で、「人口が減っていく。町の規模が小さくなっていく。これは止めようがない。これらを展望したときに、夢や希望を持ってもらう。町の規模、人口規模は小さくなるかもしれないが、数の問題、量の問題ではなく、豊かな質の問題だ」と。そして、「人口を増やすためには、ほかの町と人口の奪い合いをやっても意味がない」という、その言葉が頭から離れません。

人口の流出をできるだけ止めることが課題であります。魅力ある取組を気に入ってもらって、本市に喜んで来ていただきたいが、気に入ってもらうためには労力がかなり必要であります。

市長の考えを伺いまして、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 松崎幹夫議員の御質問にお答えをいたします。

人口増、人口維持の取組ということでございます。

大変大事なことで、そして難しいことであろうかと思っております。

我が国が人口減少社会に入ったのは2008年と言われます。平成20年ですので、既に15年たとうとしております。

一方、一昨年、令和2年ではありますが、生まれた新生児は全国で84万人余りと。いわゆる団塊の世代の新生児は260万人を超えております。これと比べますと84万人余りで過去最少だそうです。さらに昨年、令和3年ではありますが、コロナの影響もあってさらに減るのではなかろうかと言われております。

一方、国の推計によりますと、2040年、今から20年弱であります。2040年には全国で毎年90万人ほどの人口が減っていくという予測がされております。言わば毎年政令指定都市が一つずつ減っていくという、こういった急激な人口減少社会を我々は迎えようとしているわけであります。

少子化の進行を主要因として、日本全体が急激な人口減少社会を迎える中で、今後の人口増、あるいは人口維持を図っていくのは大変難しい、極めて難しいかじ取りになろうかと思っております。

こうした厳しい状況下において、私は、人口減少対策として、本市へのよそからの移住者・転入者を増やすための補助金など、よその町との優遇策の競い合い、人口の奪い合いというのは根本的な人口減少対策なのかな、そうではないのではないかと、根本的な人口減少対策とは言えないのではなかろうかと思っております。

確かに部分的、あるいは表面上は効果が上がっているように見えますが、それでもこのことはほかの分野への広がりとはもとより、その効果は一時的、短期的なものではないのか、短期的にすぎないと、私はそう思っております。

したがって、日本全体で見ますと、一方が増えれば一方が減るという、いわゆるゼロサムゲームという言い方があります。決して生産的な取組ではないと、私はこのように思っております。

そして、こうした取組は、最終的には財政負担に耐えられる、財政の豊かな町だけが勝ち残る、こういうことではなかろうかと思っております。

したがって、人口増、人口維持のために我々が取り組むべきは、この人口減少社会、少子化の課題の本質を捉えた少子化対策ではなかろうかと思っております。すなわち、よそからの転入者を増やす取組に重点化するのではなく、我が町の出生者の数を増やす、このことに尽きると私は思っております。

あわせて、このことは中長期的な取組となることから、その効果が表れるまでには相応の時間がかかるわけであります。我々はこのことをしっかりと覚悟して地道に取り組んでいく、それが何より私は大事だと、このように思っております。

○6番（松崎幹夫君） 今、市長が言われました。「今住んでいる子どもたちをなお一層増やす」と。「外から受け入れる必要はない」と。

簡単に言えば、今、これだけ人口が減っている中に、やっぱり外からの人口増を考えることが私は一番であると思っています。そういう部分では魅力ある取組ということが一番重要であり、市民も職員も魅力ある取組に対して一生懸命になって人口を増やす、そういう思いを持つことが重要であると思います。

人口増に対して魅力を持つ取組、市長が今で言える言葉といえど何でしょうか。魅力を持つ、人を呼ぶ取組と今考えたときに何を考えますか。それをお伺いいたします。

○市長（中屋謙治君） 壇上から申し上げましたが、私はよそからの転入、移住、よそから見て魅力があるというのは後の問題だと思っております。

今市内にいる人、今住んでいる人、この方々の幸福度、満足度、これを上げるというのがまず大事ではなかろうかと。同じエネルギーを使うのだったら今市内にいる人、この方々の満足度を上げる。そして、それが蓄積されていって、最終的によそからのと、順序はそういうことではなかろうかと私は思っております。

○6番（松崎幹夫君） 思い、見解の違いとしか思わないのですが、今の人口は2万7,000人を切りま

した。その人口の中で子どもを増やすと。これだけ学校の子どもたちも減ってきて、なお一層統廃合も進む姿をどうしていかないといけないのかという状況の中に、外からの人口を増やすという思いを市長が持っていないのであれば、ここは違うのかなとの思いです。

人口を増やすための魅力的な取組というのを考えていただきたい。そこがないことには、私の思いとしては、市長の言葉に、市長のお姿に、市長の事業に賛同するということはちょっと違うのかなと。

一緒になって本市のために、魅力ある取組について一緒になって市外から人口を増やしましょう、一緒になって頑張りましょうという姿がないと、今の人口を豊かに、今住んでいる人たちを豊かにすると。豊かにする前に人口は減っていきますよ。そこは違うでしょうと。やっぱり外から人口を増やしていった中に盛り上げていくというのが私は一番じゃないのかなと思います。

市長の答えはまた一緒になってくると思いますが、今生まれてきた子どもたちへの支援という部分は大いに私は賛同いたします。

しかし、やっぱり外から人口を増やすということを考えないとそこは直っていかない。今2万7,000人を切りました。もう先は見えてきていると思うんですよ。だから、人口を増やすことを考えていただきたいと思いますが、いま一度お言葉があればお願いいたします。

○市長（中屋謙治君） 議員がおっしゃる、魅力あるまちをつくって、そして、外から魅力あるまちだということで転入、移住をしていただく、このことを否定するわけではありません。順序の問題です。私が言っているのは。

今市内に住んでいる方、今市内で子育てをしている方、この方々の満足度を上げるというのが大事じゃないかろうかと。そうでないと、よそから優遇策に引かれてといいましょうか、こういうことをきっかけとして転入されても、早晚、この方々は長くいるということにはならないんじゃないかなと。

だから、まずは今ここに住んでいらっしゃる方々、子育てをされている方々が、本当にここは子育てし

やすいよ、生みやすいよ、そういう町だよと、そこをつくり上げる、そこがまず先だろうと思うんです。そして、それが広がって行って、よその町から、やはりいちき串木野は子育てしやすいまちだよねと、女性に優しいまちだよねと、そういうことで転入が増えると。

どちらかというと、我々は功を焦っていいでしょうか、短期的な部分で足元をないがしろにして、あるいはそこに十分目が届かずに、よそからの、外からの移住・転入者を増やすためにどうするかということで、これまでいろんな補助金であったり優遇策をやってきたのではなかろうかと。同じようなエネルギー、財源を使うんだったらまずは地元にいる方々の満足度を上げることが必要ではなかろうかと思っております。

子どもたちが生まれてくる数を増やすためにということで、今、断片的ではありますが、思いつくところ。

まず1点目に未婚者の結婚支援。それから、晩婚化ということが今言われております。ですから、未婚の方に対する結婚支援、それから晩婚化の対策、このことをいま一生懸命頑張っていていただいております。いま一步踏み込んだ形の未婚者の結婚支援、それから晩婚化に対する対応、これを掘り下げて取り組む。これがまず一つではなかろうかと思っております。

それから2点目に、夫婦が希望する子どもの数と実際の子どもの数というのは開きがあると、いろんなアンケートでこれを聞いております。実際は二人もしくは三人欲しいけれども、いろんな理由からそうではないと。このギャップを埋める手だて、これが次に考えられることではなかろうかと。

このことについては以前お話ししたことがあろうかと思いますが、いろんな要因があるんでしょうけれども、一つには男女の役割分担の意識、育児、家事、介護というのは専ら女性の役目、役割ですと、こういった意識を変えていく。そのことで女性の方が子どもを産む環境づくりというのができるんじゃないかならうかと。

それから、議員がおっしゃるような話だと思うん

ですが、町全体を子どもを産みやすく育てやすい魅力あるまちにするんだと。そのことを市民皆さん方が満足をして、そして、そのことが口コミであったりいろんな形でもって周りの方々に伝わっていく。そして、よそから転入者が増えてくると、そういった意味の魅力あるまちづくり。

先ほど学校の問題をおっしゃいました。これは少子化の流れ、あるいは児童生徒が減っていくというこの流れも受け止めざるを得ない。こういう中で、言わば学校存続というのはピンチだと思っております。このピンチ、学校統廃合は避けて通れないとすると、このピンチをチャンスに活かす魅力ある学校づくりはこのタイミングでしかできないのじゃないのかなと。

今の小中一貫校なのか中高一貫なのか、あるいは義務教育学校とかいろんな形の特色ある学校づくりというのが考えられます。こういった学校統廃合というピンチをチャンスに活かして、当然、市内の子どもたちもそうですが、よそからも行きたくなる学校、保護者も行かせたい学校、そういった学校づくりができるのじゃなかろうかと。

こういったものを積み重ねていって、繰り返になりますが、まずは市内にいらっしゃる方々、現在の市民の方々を満足する、そういうものを優先して取り組む、やっていくというのが大事ではなかろうかと思っております。

○6番（松崎幹夫君） 市長の思いが分かりました。

今いる市民の皆さん方を豊かにして、そして、外の皆さん方が理解をして、いちき串木野はいい所だよと、そういう流れの中で進めていくということがあります。

そのほうが正解かもしれません。しかし、子どもはいなくなりますよ。そんな悠長なことを言っていたら。

思いは一緒かもしれません。人口を増やす姿、その内容を見ながら、今言われる、今住んでいる人の豊かさを求めるという姿もそのとおりでとも思います。ですから、魅力あるいちき串木野市をつくるためにという部分では考えは一緒であります。

ただ、人口を増やす。先に増やす。先に増やすじ

やないです。増えないです。減っていくばかりです。

しかし、維持できる姿というのは何かといえ、やっぱり取組だと思えます。

今からも未婚・晩婚の支援とか、夫婦の希望する子どもの数と現在の数との違いという部分の改善ということも言われましたが、人口増ということを経営の皆さん方も考えて進めていただきたい。そういう思いが本市を元気にする、アピールする部分でもあると思えます。

私は、いちき串木野市の元気は何かといえ、イベントだと思っております。今、このコロナ禍でイベントができない。そういう部分ではアピールすることもできない。ですから、そういうこともイベントの中で盛り上げていく。

市長が言われました、ここに住んで豊かになっている子どもたちというのは、分かります。今の子どもたちを豊かにして、そして、いちき串木野はいい所だからおいでということだと思えます。

しかし、それでいいのかなという思いもしておりますので、また考えさせていただきたいと思えます。

もう一つ。本市を元気にするのはイベントだという話をしました。

イベントに関しましては、若い力、若い人たちの思いを聞くという場が必要じゃないかなと思えます。

そういう部分では、本市が合併しました平成17年のときに、若者7団体の皆さん方が、七福神に見立てて船の上に乗って市内を回ったということがあります。それは合併の式典の中でもありましたし、さのさ祭りでもありました。そういう盛り上がった姿は私は市がしたと思っていましたが、青年の皆さん方がやったということでございました。でも、心に残っております。

若者のいろんな思い、いちき串木野市が好きな青年の皆さん方の思いというのを、市長、そしてまた職員の皆さん方とともに語り合うということが重要ではないかなと思えますが、そういう計画がないか、伺います。

○市長（中屋謙治君） 今、若者の皆さん方の意見、考えというのを市政に反映したらと、こういうことであろうかと思えます。

私は、先の議会においてもお話をしたと思えますが、まちづくりの原点というのは市民一人ひとりの皆さん方の生の声、あるいは生活実態、これが出発点だろうと思っております。

そういう意味で、若者だけというわけではありませぬけれども、全ての皆さん方の夢や希望、不安や悩みを聞いて、行政としてどんな手助けができるのだろうか、職員と一緒に寄り添って考えて知恵を出すという、これが我々のまちづくりのスタート、出発点であろうと思っております。

そういう意味で、今回、広聴機能の充実ということを申し上げております。皆さん方が日々どんなことを思っているのか。広聴機能の充実、ということで、今、取り組んでおります。

それともう1点。少し話は変わりますが、短期的な日々の営みというのもあることながら、長期的な視点での、これから先10年、20年先、我が町はどうなっていくんだろうかと、そういった視点というののもまた大事であろうと思っております。

先ほど学校の問題を言われました。20年後、どんなまちになっているんだろうかと。そういうことで、今回、2040年のまちを考える会という、随分大風呂敷を広げたような話をいたしておりますが、20年後、各地域は、あるいはそれぞれの学校はどうなっているのだろうか、そういったことを想定しながら20年後から今を見る。今、何をしなくちゃいけないのだろうか。1年1年のただ単に積み重ねではなくて、将来を見越した中で、10年後、20年後、こういう時代が来るであろう、あるいはこういう社会になっているであろうと。だとすれば、今やっているこの取組、果たしてこれでいいのか、もっと違う切り口というのがあるんじゃないかと、そういう観点で皆さん方に知恵を出していただこうと。

それには、20年後、このまちづくりの中心になっていただくであろう若い方々、今30代、40代の方も50代、60代という年代になるわけでありまして。そういった幅広い年代の方々に知恵を出していただいて、20年後、我が町は何で食っていくのか、学校はどうするのか、地域はどうするのだろうか、そういうことを考えながらみんなで知恵を出し合っていくと。

そういう中で、これもこれまで繰り返し申し上げておりますが、これから重点的に取り組むべきは本市のやはり強みだろうと思うんです。強い部分、弱い部分があるとして、弱い部分を埋めて補うのではなくて、ほかの町との競争があるとする、これに打ち勝っていくには本市の強み、魅力をとがらせていく、磨き上げていく、こういう考え方で魅力をつくっていく。そのことが、よそから見たときにいちき串木野の魅力、じゃあ、そこに行ってみよう、そこに住んでみよう、子育てをするんだったらそこがいいよねと、そういう取組ではなかろうかと思っております。

○6番（松崎幹夫君） 20年後を見据えた中での取組ということでお聞きいたしました。

昔、自分も若い頃に、体育館を造ってほしいという話をしてきた中で、出来上がったときにはもう50歳を過ぎておりました。

ですから、そういう部分では、今市長が言われる、今の時点で若い方、青壮年部の皆さん方と20年後の本市を語って、そして、見据えていくという姿はそのとおりであろうかと思えます。一緒になってその部分は進めさせていただきたいと思えます。

次に、進みます。

人口増に関しましては、奪い合いをやっても意味がないという言葉の中で、1年前にも言いました、麓土地区画整理事業に触れさせていただきたいと思えます。

麓に総事業費106億1,735万7,000円、平成9年度から25年になります。これだけ市が時間とお金をかけて終わろうとしておりますが、これだけやった以上、勝手に売ってくださいということではなくして、魅力ある販売をして本市に来ていただきたいと。必死になって市として転入促進のためのアピールにつなげていくことは重要であろうということですが、今、麓地区と湊中央地区の売却可能な市有地及びウッドタウン団地と小城団地の残りの区画はどれほどあるのか、お伺いいたします。

○財政課長（宮口吉次君） ただいま御質問がありました売却可能な市有地と分譲団地の残区画といいますか、その面積についてでございます。

麓土地区画整理事業の一般保留地ですけれども、36区画、約8,700平方メートル、およそ2,600坪となりますが、これを令和4年度中に公売を行っていく予定としているところです。

それから、湊中央地区における売却可能な市有地の残りとしましては、現在18区画、9,178.92平方メートル、約2,800坪ございます。

一方、土地開発公社が所有している分譲団地といたしましては、ウッドタウン団地で31区画、7,149.48平方メートル、約2,200坪、小城団地で13区画、3,625.41平方メートル、約1,100坪を分譲しているところです。

○6番（松崎幹夫君） このことは1年前にも聞いております。ですから、今言われます湊中央地区の18区画は変わっていないということでありますよね。ですから、売れていないということになります。

去年聞いたときには、平成28年で2戸、平成29年度2戸、平成30年で2戸ということで売れてきて、令和元年で1戸、そして、令和2年、令和3年売れていないという状況であります。36、18、31、13ということで、100近い数の区画が市有地として残っているということでございます。

この部分でいけば、売却可能な市有地に新たに住宅を建てていただいて、人口が増えるという期待ができます。

そういう部分ではどのような販売促進策を考えているのかということでお伺いをいたします。

○財政課長（宮口吉次君） ただいまお聞きになりました住宅を建てていただく、これにつきましては、町の内発的な、内側から出る魅力を高めるだけではなくて、土地の情報を分かりやすく、必要とする方にお届けすることが大切であると考えております。

そのため、現在は市のホームページや広報紙へ売却・分譲情報を掲載しているほか、分譲団地については新聞への広告掲載や住宅メーカーへの訪問、県宅建協会との購入者紹介協定によりまして販売促進に努めているところでございます。

また、令和2年度には、湊中央地区の市有地及び土地開発公社の分譲団地につきまして、売却・分譲の促進を図るため、価格の引下げを実施したところ

でございます。

今後も引き続き分かりやすい広報や価格の見通しを適宜行いつつ、不動産業者など民間とも連携した不動産情報サイトへの掲載、それから、SNSの発信力を活用した若い世代への情報発信など、新たな取組にも努めていきたいと考えているところでございます。

○6番（松崎幹夫君） 今、聞きました。販売促進策という部分では、職員の考えでいろんなことに対して発想を持って勝負していただきたいと思います。

前回も聞きましたけれども、ホームページであったり広報という部分と、今回はSNSという部分では変わってきたなという思いです。

ただ、これが、販売促進の策として皆さん方が期待できる策かといえば、まだまだもうちょっと考えないといけないと思います。

私は、昨年聞いたときに、電化製品でもやっという話もしました。看板もしましよということも言いました。そういうことにつけて売却の工夫をすることで変わってくるのかなと思います。

今回、2月5日、2月6日の新聞広報で出ました麓です。麓のエルスの駐車場の北側に6件ということで広報が出ました。

この不動産会社に話を聞きました。「どうですか」と。そしたら、「この日はものすごく寒い日で、お客さんは一人ぐらいしか来られなかった」と。「残念でしたね」という話をしたら、「いいや」と。

「誘導の案内板を立てました」と。こう、誘導の案内版を立てましたと。「そしたら、もう3件売れました」という話をされました。

だから、誰もいなくても土地を見に行って、見た人たちが気に入って売れたと。そういう部分ではこの不動産屋も「工夫ですよ」と。「誘導案内板というのはかなり必要ですよ」ということをおっしゃいましたので、そういうことも考えながら、今後、工夫していただきたいと思います。

そしてまた、その不動産屋も湊中央地区のことも知っていて言われたのが、「広い土地がありますよね」と。「あそこを区分けして売るのが、私たちが求めて区分けをするのか、そういう情報も聞きたい

ですね」ということも言われましたので、民間業者と一緒に取組んでいけば、1件でも売ることが重要です。ここに係る管理費も大変ですよ。100近い数あるわけですから。そういう部分ではしっかりと対応していただきたいと思います。

工夫が必要ですが、何か考えがありますか。伺います。

○財政課長（宮口吉次君） 今おっしゃられました看板の設置につきましては、土地開発公社の分譲団地におきましては、一団の土地であるために、看板設置により区画を確認しやすいように努めているところであります。

それから、湊中央地区については区画が分散していることから、全体的な区画を表す看板の設置ではなくて、各売却する区画に個別の看板を設置しているところです。

おっしゃいましたように、この業者がされるような購買意欲の喚起につながるように工夫した看板設置等の取組については、今後も積極的に努めていきたいと考えております。

○6番（松崎幹夫君） ですね。やっぱり見た人が、「その土地を見に行きたい」とか「買いたいな」という魅力あふれる姿にしていきたいと。また、それと、あめじゃないですけど、何かをつけてやるという姿も必要かなと思います。

インターネットで、大分県の豊後高田市の情報が出ておりました。住みたい田舎ベストランキング、人口1万人以上3万人未満のまちということで、人口が2万2,237人ということでありますが、そのうち若い世代・単身者が住みたいまち部門第1位、子育て世代が住みたいまち部門第1位、シニア世代が住みたいまち部門第1位ということで、全国で唯一、10年連続でベストスリーを達成している町ということでございました。

全国のトップレベルの本気子育て支援ということで、多くの支援があります。もう、これを言ってもうちにはできないことです。でも、子育て支援としてはうちもしていることです。ただ、額が違ったり無料という部分になります。

特に充実した移住支援制度については、100坪の

土地を35区画、ただで、無償でやるという、そういう大きな発言もあります。本市も、ここは100区画ぐらいありますので、何か対応を考えていただきたい。人を呼びたいという思いでありますので、考えていただきたいと思います。

本当に本気度を出して土地を売ることが第1であります。市の職員の本気度。私たち議員も協力します。本気度を出して売ることが大事であります。

100区画ぐらいの年間管理費も今後かかってまいります。販売することが第1ですが、例えば、簡単に言えば、近所の方で駐車場が必要な方に安くで貸すということはできないんですか。そういうことで管理費が浮くとも思いますが、そういう取組はできないか伺います。

○財政課長（宮口吉次君） これらの土地の貸付けについてでございますけれども、これまでも申出があったものにつきましては、財産管理規則等がございますので、これらに基づきまして貸し付けている状況はございます。

湊中央地区におきましては飲食店の駐車場としての貸付けが1件ございます。それから、現場事務所設置のための短期的な貸付けも数件あたりはしている状況がございます。それから、ウッドタウン団地につきましても、分譲団地でありますけれども、ここを駐車場として貸し付けている区画が7区画は現在もあるところです。

本来、売却すべき土地ということではありますけれども、駐車場等の売却に支障にならない貸付けにつきましては、おっしゃられますような経費もかかりますので、歳入確保の観点ということで有効と考えておりますので、今後も貸付可能な区画については取り組んでいきたいと考えております。

○6番（松崎幹夫君） 売ることが大前提であります。売ること大前提に管理費を考えたときに、そういう取組もいいのかないかという思いで今言いましたが、もう貸しているということでございます。広報等もしていくことで少しでも違うのかなという思いがあります。

市長、いずれにしましても、これだけの市有地があります。売却することが人口増対策につながると

考えます。従来のやり方では売却できないということとありますので、方法をしっかり考えるべきだと思います。

検討していただきたいと思いますが、いかがですか。伺います。

○市長（中屋謙治君） 今、担当課のほうからこれまでの残区画、それから取組、答弁をしたところでございます。

冒頭申し上げましたように、これを売らないでただでいいですよと、あるいは買ったならこれをつけすよと、こういう取組というのは、冒頭申し上げた考え方からすると、まずは市内にいらっしゃる方々、市内の皆さん方の幸福度、満足度を上げるという、このことが大事ではなからうかと思っておりますので、この点については少し慎重に考える必要があるかなと思っております。

それと、今、麓の例をおっしゃいましたけれども、麓、それから湊中央もそうありますが、私どもが保留地という形で値段設定をしております。民間のほうも同じような形で販売をしております。

ここの値段差という部分についても鋭意取り組んで、価格の面で負けないようにといいたしめようか、同等に競争できるように、こういうことで価格の見直しもやっております。

一方では会計上の制約という部分もありますので、値段そのものを下げるのではなくて、実質的に民間の相場と同じような金額になるようにという別途の工夫は必要かと思っております。こちら辺については検討させていただければと思っております。

○6番（松崎幹夫君） 100万円のお金を出すとかは言いません。財政が厳しい以上ですね。

ただ、今市長が言われますように、本市に魅力的な部分ということで来ていただく、喜んでいただくという部分の中で、取り組む姿、工夫というのが重要であると思っておりますので検討していただきたいと思っております。

次に行きます。

ごみ収集の在り方についてであります。

各ステーションにおいて粗大ごみの量が増えていると聞いております。他地域や市外からの粗大ごみ

の持込みが場所によってはかなりあるようですが、現状及び対応策について伺いいたします。

○市民生活課長（久保さおり君） 粗大ごみの収集量は、5年前の平成28年度と比較しまして、令和2年度で約40トン増加しております。環境センターへの直接搬入量についても約100トン増加しており、片づけや整理に取り組まれる方が増えていることが排出量の増加に影響していると考えております。

なお、粗大ごみの排出については名前の記入のルールを設けていないため、排出者の特定が困難な状況であります。

○6番（松崎幹夫君） 今、収集で40トン増加ということを言われました。持込みで100トン増加ということでもあります。収集が全体で160トン、令和2年度で来ているんですね。160トンを22回。粗大ごみは22回収集しております。22回で割ったら7.27トンになるんです。平均ですよ。平均で7トンを超えるんです。だから、多いところでは10トンからあるということなんですよ。

このことは、公民館の皆さん方もステーションに「ほかの地域の人は捨てるな」という貼り紙をしたり、写真を撮って、「あなたの車は撮っているからね」というような取組もしているという話も聞きます。そして、見たことのない車が来て降ろしていったというような情報も聞きますので、このことは外からの、市外から、そしてまた他地域からの持込みという部分もかなりあると思います。ですから、検討していかないといけない部分かなと思います。

粗大ごみに名前を書いてもいいのかなと、そういうルールを設けてもできるんじゃないかなという思いもしますが、次に行きます。

収集日が月曜日ということでもあります。本市の粗大ごみの収集は月曜日ということでもあります。

前日、前々日が土曜日、日曜日ということで、市民の皆さん方にとってはいいんですけど、逆に、市外から持込みをするという皆さん方にとっても、土曜、日曜、誰もいないときに持ち込むという情報があります。

そういう部分でいけば、曜日の変更ということができないのかということをお伺いをいたします。

○市民生活課長（久保さおり君） 粗大ごみ収集は、資源物収集日と重複しない月曜日に実施をしております。

収集曜日を変更するとなると、置場や収集人員の確保等が必要になること、また、大型家具などは前日の日曜日に市民の方も排出をしやすいなどの理由から、今後も月曜日の収集を考えております。

○6番（松崎幹夫君） でも、このことは今からおいおい質問をしていかないといけないとも思います。

本当はかなり大量のごみが来ているという情報でございます。私も何回か見に行きました。写真も撮っております。本当に多いです。そういうところは誰もあまり見ていない。見ているところもあるんですけど、見ていないところに置いていく。かなりの量の、そして、公道のすぐ横ということで、簡単に置いていくという姿であります。ですから、曜日にも本当に検討していかないといけないとも思います。

市民の皆さん方にとっては慣れている曜日が出しやすいという部分があります。私も本当に何か所も見に行きましたけれども、外部からの持込みという部分では検証をしていただいて、曜日の変更も検討していかないといけない部分もあるのかなという思いもしております。しっかりと検討していただきたいと思います。

もう一つ。他市では粗大ごみは有料というところが多いです。ごみが増えていくと考えると対応が必要となりますが、どうですかということでもあります。

今度、南薩4市での新たなごみ処理施設の建設が始まりました。2024年9月に稼働をいたします。近隣の薩摩川内市、日置市が現在有料であります。本市は無料であります。

本市の対応というのをどう考えますか。お伺いいたします。

○市民生活課長（久保さおり君） 粗大ごみ収集の有料化によってごみ排出抑制の効果は期待できますが、市民の費用負担が発生することから、現時点では有料化は考えておりません。

○6番（松崎幹夫君） 簡単に、現時点では考えていないということでございます。

本市は無料で簡単に持ち込めるということで、ま

だまだ今から増えてくると思います。今からの対応策も検討していかないといけないと思いますので、しっかりと検証していただきたい。

それから、簡単に捨てられるという点から、量もかなり多くなっております。そういう部分では職員も収集に立ち会うとか、月に1回指導をしていただきたいと思いますのですが、そういう対応ができないのかお伺いをいたします。

○市民生活課長（久保さおり君） 粗大ごみは前日から排出されることも多く、職員が市内全域を監視することは困難であります。

また、市外や地域外からの持込みに対しても、現場で収集対象地域の住民であるかの確認ができないことから立会いによる監視は困難ではありますが、適正なごみの出し方についての広報紙への掲載や、注意喚起の看板を立てるなどの対策を検討してまいります。

○6番（松崎幹夫君） 検討していただきたいと思っています。そういう姿を取るだけで注意喚起になってくると思います。

職員は少ないですからあまり強くは言いませんが、職員の皆さん方も見ていただきたいと思っています。たまにはそういう姿を見ることでかなり変わってくると思います。注意喚起の部分だけでかなり変わってくると思いますので、検討していただきたいと思っています。

このごみ問題であります、本市で量が増えてきていること、他市からの持込みがかなりあるということ、無料である点、土曜、日曜が絡む点ということでいけば、まだまだごみが増えてくると思います。

今後、対応策を検討していくことが大事であると思いますが、市長の見解を伺います。

○市長（中屋謙治君） 個々の問題については、先ほど所管の担当課長から答弁したようなことであります。

もう一つ我々が考えなくてはいけないのは、今議員も御指摘されました、隣のほう有料化。結果として、本来であればそれぞれの町で処理しなくちゃいけないのが本市のほうに来ているという現状があるとすると、ここは工夫が必要かなと、そういう思

いがいたしております。

それと、このごみ問題であっても、先ほどの質問に関連しますけれども、住みやすいまちという観点でごみ問題も捉えていく必要があるのかなと。

先ほど名前を書いてというお話がありました。私ども、指定ごみ袋を導入してどれぐらいでしょう。もう何十年。そして、ごみの分別、そして、自分が出したごみに責任を持っていただくということで、出していただくごみ袋に名前を書いていただいております。我々はこれがもう当たり前、そういう思いでごみを出しておりますけれども、よそから転入された方はこのことにものすごく違和感を覚えられます、そういう意見を多々聞いております。

そういった意味で、先ほどの子育てしやすいまち、住みやすいまちという観点で、これだけプライバシーが言われている中で、引き続きごみ袋に名前を書くというのが今後いいのかどうかというのは、粗大ごみの無料化、有料化、そういうことで検討する必要はあると感じております。

○6番（松崎幹夫君） 今市長が言われましたとおり、ごみに名前を書くというのはいろいろとあると思いますけれど、いちき串木野市はそれだけしてきたという部分では、私は粗大ごみにも名前を書くというような姿ができていけば、またごみは減ってくる。そしてまた、職員が立ってくれたらまた注意喚起にもなる。いろんな広報をした中で注意喚起をしていかないと、本市のごみもかなり増えていくと思います。

公民館長さん方によってはそういうことを見ているという姿をかなり言われる方もいらっしゃると思いますので、そこを担当課もしっかりと把握していただきたいと思っています。

次に行きます。

各ごみステーションにおいて、粗大ごみの収集に手間取っていると聞きますが、ごみを出すときに可燃物と不燃物に分けて出してもらうことはできないかお伺いをいたします。

○市民生活課長（久保さおり君） 粗大ごみについては、現在、指定場所への排出となっており、委託業者が回収を行っております。

指定場所については一部公道にかかる場所もあり、排出スペースの問題で現行の形式でお願いをしています。

また、地域や時期等により出される粗大ごみの内容、種類が大きく変わります。今後は、これらの地域のごみステーションの現状等を考慮して、現在の方式の中でより効率的な回収方法を検討してまいります。

○6番（松崎幹夫君） 効率的な方法でということでもあります。

一部公道ということですが、一部じゃないですね。かなり公道にやっている部分もあります。そういう部分では可燃物、不燃物に分けるということは大変かもしれませんが、回収する委託業者もかなり手間取っているということも聞きます。

そういう部分では、委託業者任せじゃなくして市の職員も、どういう状況ですかという話合いもあってもいいのかなという思いがしますが、連携を含めてそういう取組というのはしていないか、お伺いいたします。

○市民生活課長（久保さおり君） 委託業者からの相談や要望については、随時、打合せ簿を提出していただいております。収集ルートの枝木の伐採など優先度の高いものから対応をしているところであります。

○6番（松崎幹夫君） 職員も一緒になってということでごみが減る部分もあると思いますので、協力していただきたいと思います。

次に、進みます。

全てのごみ収集について、公民館未加入者や転入者へのごみステーションへの利用について、対応はどのようなことと、現状と相談等について声が寄せられていないか、お伺いをいたします。

○市民生活課長（久保さおり君） ごみステーションにつきましては各公民館で清掃作業や立ち当番などの維持管理を行っていただいております。公民館未加入者のごみ出しについては各公民館で取扱いが異なるようでございます。

公民館未加入者のごみ出しについては、主には市外からの転入の方から年に数件ほど相談があります。

ごみステーションの管理を公民館にお願いしてい

ることから、公民館未加入者から相談があった場合は公民館へ相談していただく、または、直接環境センターへ搬入していただくようお願いをしているところです。

○6番（松崎幹夫君） ごみステーションについては各自治公民館にお任せということとあります。

未加入者にとってはごみ出しが厳しい状況であります。同じ市税を払う者にとっては、生活に直結しているごみ問題でありますので、そういう部分では他市の取組はどうかお伺いをいたします。

○市民生活課長（久保さおり君） 県内では、ほかの18市のうち10市において、公民館未加入者用ステーションを設置しております。

○6番（松崎幹夫君） びっくりでした。18市のうち10市が、公民館未加入者用ステーションを設けているということでございます。

そういう部分で、今後の本市の対策についてお伺いをいたします。

○市民生活課長（久保さおり君） 各家庭のごみ出しが地域住民同士の共助やコミュニケーションなど公民館活動の礎となっている部分もありますので、公民館未加入者のごみ収集につきましては、今後、他市の状況等も調査研究しながら慎重に検討したいと考えております。

○6番（松崎幹夫君） 10市が、市によってステーションを準備しているということで、びっくりです。

私はここで未加入者用ステーションを設置をしていただくことをお願いしたいという思いで来たんですが、今言われましたとおり、公民館加入促進に対して、反対に減っていく可能性があると思います。

そういう部分では未加入者が増えていけば困りますので、公民館、そして未加入者の皆さん方の意見でつくってくださいというような話が来れば、進めていただきたいと思いますという思いであります。

しかし、10市がこうしてしているということでございますので、前向きに検討していただきたいと思います。

次に入ります。

環境センターへごみを持ち込む際の、市民であることの確認について、お伺いをいたします。

○市民生活課長（久保さおり君） 市民が環境センターへごみを持ち込まれた際は、口頭で住所と氏名を確認しておりますが、身分証などの提示は求めているところでもあります。

○6番（松崎幹夫君） 身分証の提出は求めているということでございます。

私がセンターに行けば、松尾公民館の松崎で通ります。しかし、ほかの人が松尾公民館の松崎と言っても通るわけです。ですから、センターでも市外からの持込みというのがかなりあるということでございます。

そういう部分では身分証をしっかりと提示するということのようなことも考えていってもいいのかなという思いではありますが、また、今度はセンターがかなり混雑するということもあります。ですから、前向きにこういうことを検討することでごみも変わってくると思っております。

ごみ問題についてはまだまだ検討する部分がありますので、今後も引き続き検討していただきたいと思います。

以上をもちまして一般質問の全てを終わります。

○議長（濱田 尚君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時15分とします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時14分

○議長（濱田 尚君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中里純人議員の発言を許します。

[11番中里純人君登壇]

○11番（中里純人君） ロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、家族が離れ離れになって、国外へ避難したり、ミサイルが飛び交う中、恐怖におびえながら身を隠す人々の映像が私たちの茶の間に配信されています。

私たちは戦争を知らない世代が多数を占めていて、戦争経験はないものの、我が身に置き換えてみるときに、この悲惨な状況が一刻も早く収束し、平和な日常を取り戻せるように心から願うものです。

私は、先に通告しました2件について質問いたし

ます。

国においては4月から、事業主に従業員への育休取得の促進が義務化されることとなり、社員数1,000人以上の企業は育児休業などの取得状況を年に1回公表することが義務づけられます。本年秋頃に導入される予定の育児介護休業法の改正で新たに新設された男性版産休制度では、父親に限って子どもが生後2か月以内に最大4週間の休みを取得できるようになります。2024年からは、子育て家庭の負担を軽減したり、孤立しがちになる母親をサポートするために、料理や掃除、洗濯などの家事を支援する制度を実施する予定です。

市長は施政方針の中で、「新たな出会いの場の創出や結婚・新生活の費用支援により若者の結婚を支援するとともに、子育て世代包括支援センター“あいびれっじ”や子育て支援センター“きらきら”、“さわやか”の機能充実、産前産後サポートの充実など、妊娠期から子育て期までの保健、医療、福祉、教育等での面で切れ目ない支援を行います」と述べられました。

本市は合計特殊出生率が1.55と、県内でも低い状況であります。出生率を少しでも上昇させ、少子高齢化のスピードを遅らせていく必要があると思います。

今、述べましたように、国では子育てしやすい環境づくりへシフトしつつあります。本市では、出会い、結婚、出産、子育て、教育、福祉など、子育て環境は多岐にわたりますが、当面、出会い、結婚、出産、産後などに関してどのような課題認識と具体的な施策を考えておられるのか、見解を示していただきたいのであります。

以上でここでの質問を終わります。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 中里純人議員の御質問にお答えをいたします。

子育ての環境は、近年、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、妊娠、出産や子育てに関する妊産婦等の不安や負担が増えていると感じております。

若者が子どもを持ちたいと希望を持ち、安心して

子育てができる環境づくりとして、妊娠、出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要です。

新たな出会いの場の創出や結婚・新生活の費用支援により若者の結婚を支援するとともに、子育て世代包括支援センター“あいびれっじ”や子育て支援センター“きらきら”、“さわやか”の機能充実、産前産後サポートの充実など、妊娠期から子育て期までの保健、医療、福祉、教育などの面で切れ目のない支援を行ってまいります。

〇11番（中里純人君） 切れ目のない支援を行っているということでございますが、私は出会いから結婚に至るまでの取組が弱いのではないかと考えております。

富山県南砺市の先進地視察を基に縁結び隊の事業などが行われておりますが、十分な成果が得られていないようです。

出会いサポートについて、いま一度戦略を見直してはと思いますが、伺います。

〇市長（中屋謙治君） 午前中の議論でも申し上げました。未婚の方、出会いの場を創出して結婚に結びつけていこうということで、今、一生懸命取り組んでいただいております。特に縁結び隊ということで御協力をいただいております。お話をお聞きしますと、本当、頭が下がる思いであります。

一人でも結婚に、あるいは具体的な出会いに結びつくようにということで、いろんな形でもって縁結び隊の隊員の方に御苦労いただいているんですが、よかれと思って前に進めようすると、どうかすると親子の間で感情的なところまで発展する、そういうケースもあるということをお聞きいたします。

そうしたときに、午前中も少し申し上げました、それだけ縁結び隊の皆さん方に御苦労いただいて、何とか出会いの場、あるいは結婚に結びつけようという今の取組を踏まえながら、いま一段、二段掘り下げた具体的な成果に結びつく取組というのが必要ではなからうかと、このように思っているところでございます。

〇11番（中里純人君） ぜひ取組を進めていただきたいと思います。

元旦早々、鹿児島市では、一家無理心中で母親と11か月の女の子が犠牲になりました。また、今年の夏には東京で、3歳の女の子を一人でマンションに残し、8日間鹿児島に旅行に出かけ、育児放棄で死なせるという悲しい事件がありました。

2020年度の児童相談所が虐待として対応した件数は20万件を超えて過去最多となっております、子育ての家庭では母親が、仕事との両立や近くに両親とか相談相手がいらないこと、また、コロナの感染防止のために里帰りや外出の規制、交流施設等の閉鎖でストレスがたまり、虐待が増加すると言われております。産後鬱状態のリスク増も指摘されておまして、育児放棄や児童虐待、さらには無理心中のおそれがあります。

それには、出産後のケアが非常に重要だという指摘がございます。

本市では、一昨年、子育て世代包括支援センター“あいびれっじ”が設置されましたが、運営状況は今のところどうなのか。課題等はないものか。

また、本年度は新規事業として産前産後サポート事業が始まりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、産後間もない母子の自宅に保健師や助産師などが訪れる新生児訪問、乳児訪問を一時中止した自治体もあるとお聞きします。本市ではどのような状況なのか、また、利用者の方からは、どのような評価をいただいているのか、併せて産後ケア事業へつなげることができているのか、以上伺います。

〇子どもみらい課長（立野美恵子君） 子育て世代包括支援センターについてであります。

令和2年7月開所してからの運営状況は、令和2年度は9か月間で相談件数104件、公認心理士のカウンセリング54件、妊婦中期訪問62件、セルフプラン作成124件、令和3年度は、1月までの10か月間で相談件数234件、カウンセリング69件、妊婦中期訪問83件、セルフプラン作成107件で、子育て等の相談が増えてきております。

次に、産前産後サポート事業についてであります。今年度から、妊産婦の孤立感の解消を図るためなどのリラックスサロン、プレママサロンを中止する

ことなく、月1回実施出来ております。

また、民生委員・児童委員が出生後3か月を目安に御家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や困り事などの相談支援をする子どもみらい訪問を1月末で60件行っており、地域での身近な相談しやすい話し相手として連携を図っているところであります。

プレママサロンの利用者アンケートでは、「心と体が軽くなった」「おなかの赤ちゃんに対して愛情が深まった」「同じ妊婦さんと出会う機会もできた」など、おおむね高い評価を得ております。

産後ケア事業については、母子健康手帳交付時や妊婦中期訪問などで説明を行っております。

産後の支援が得られない方や、体調や育児不安などにより支援が必要と判断した場合は、個別に事業内容等を説明しております。

課題としましては、子育て世代包括支援センターが、子育ての相談が気軽にでき、何らかの支援につながる拠点として認知され、地域に定着するよう、子育て期の家庭と妊娠中から関わりを持ち、信頼関係を構築していくことと考えております。

○11番（中里純人君） 利用者からは高い評価をいただいているという答弁でございます。

私の関係者も利用させていただいておりますが、「きめ細かな対応で、産後の不安が解消できた」とのことです。

鹿児島市では、オンラインによる子育て相談を行っております。サポート事業も始まったばかりですが、今後参考にして取り組んでいただけたらと思っております。

令和2年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業の中で、人口5万人未満の利用親子組数が少ない地域子育て支援拠点の利用促進等に関する調査研究では、「子どもが低年齢時期からの共働きの家庭が急増する中で、拠点の休日の開所とか開所日数の見直し、利用時間の延長等に取り組むことにより、日中拠点を利用できない家庭の利用促進を図ることが重要である。また、多様なニーズに対応する予防型支援や心配な家庭、リスクの高い家庭へのアプローチが課題となる中で、積極的に外部の研修に参加するための体制の整備とか多様なニーズを持つ家庭へ

の支援に関する関連領域への研修への参加機会の確保が重要である」と述べられております。

そこで、今私が述べました休日開所数の見直しとか利用時間の延長、職員の研修など、本市ではどのような取組をして、どのような成果、課題があるのかお示しいただきたいのであります。

○子どもみらい課長（立野美恵子君） 子育て支援センターについてであります。

子育て支援センターは、従来からの保育園運営の“さわやか”が幼児の年齢ごとに利用日が決まっておりますので、いつでも利用できるように、令和2年7月に市営の“きらきら”を開設したところであります。

平日は2か所を利用でき、土曜日は“さわやか”を利用でき、平日より利用者が少し多い状況であります。

また、支援員は、様々な悩みを持つ方々の子育てを支援するため、県が主催する研修などの受講や親子教室へ参加するなど、スキルアップに努めております。

利用者からは、「子どもと一緒に遊べ、利用者同士の交流ができ、また、支援員に気軽に相談ができる」と好評を得ております。

日曜日の開設がありませんので、今後、利用のニーズを調査しながら、まずは職員体制や施設利用などの調整をしながら、不定期でも日曜日の開所ができないか、検討を進めてまいります。

○11番（中里純人君） 日曜開設など、ぜひ利用しやすい体制を整えていただけたらと思っております。

子育て支援は多岐にわたりますけれど、産後ケアについても制度並びに利用のしやすさとかに課題があるようです。

その一つに、産後ケアの自己負担額が高いことが指摘されております。

まず、本市の利用状況ですけれど、制度開始から宿泊、訪問、来所利用などの現状について明らかにされたいのであります。

そして、本年度から自己負担額が5割から3割になりまして負担が軽減されたわけですが、この自己負担の軽減により利用する方が増えたのかどうか、

先月までの利用状況について明らかにされたいのであります。

○子どもみらい課長（立野美恵子君） 産後ケアについてであります。

産後ケア事業は、生活保護世帯の方は負担ゼロ、市民税非課税世帯の方は1割負担、令和3年度からその他の世帯の方は自己負担額を5割から3割に軽減して事業を実施しております。

令和4年の1月末で、宿泊型が4件の利用で、ほかの利用はありません。

令和2年度は、宿泊型が3件、日帰り型が1件の利用でありましたので、利用者はほぼ横ばいであります。

○11番（中里純人君） 答弁によりますと、自己負担が軽減されたにもかかわらず、利用が伸びていないというような状況でございます。

仄聞するところによりますと、やはり宿泊するには自己負担が大きいようです。1泊9,000円で、連泊しますと2万円弱となります。やはり利用することにちゅうちょするのじゃないかと思っております。

そこで、宿泊をはじめとするケア利用者を支援するさらなる手厚い補助とか考えられないのか。あわせて、既存の助産師等による無料の新生児訪問と、有料となる産後ケア事業による支援との整合性をどのように考えたらいいか、公平性とか保たれるのか、見解を伺います。

○子どもみらい課長（立野美恵子君） 自己負担につきましては、令和3年度から、他市の状況を勘案し、見直しを行ったところであります。さらなる軽減や利用しやすい補助については今のところ考えていないところでです。

また、新生児訪問指導は、母子保健法により、全ての母子に対し、生後1か月以内に居宅を訪問し、新生児の発育や栄養状態の確認と病気の予防を目的に助産師が指導、助言を実施するものであります。

一方、産後ケア事業は任意の事業で、支援を必要とする母子に対し、出産直後の心身のケアや育児のサポートをすることで母親の身体的回復と心理的な安定を図るため、助産師などの看護師がより手厚い専門的な支援を実施するものであります。

○11番（中里純人君） なかなか利用が伸びていないようです。

利用しやすくするために市独自で、他市を参考にされていると思いますが、さらなる支援を働きかけていかれたらと思っております。

4月からは事業主に従業員への育休取得の促進が義務化されることとなりました。新年度の事業によりまして、市内の事業所にくるみんな認定のセミナーを開催されるようです。

くるみんなは、厚労省の認定マークを取得して企業の価値を高める取組でございますが、一方で、働きやすい職場の環境づくりで注目されておりますのがイクボスです。

イクボスといいますのは、育児とボスを組合せた造語でありまして、部下や同僚の仕事とそれ以外の生活の向上を目指して個人のキャリアを応援する上司のことです。

イクボス宣言とは、企業や自治体で従業員が業務と子育てを両立できる環境を提供する取組です。

また、本年秋頃に導入される予定の育児介護休業法の改正で新設された男性版産休制度では、父親に限って子どもが生後2か月以内に最大4週間の休みを取得できるようになります。2週間前までの申請で取得できまして、育児休業給付金や社会保険料が免除、最大で賃金の実質8割が保障されます。

イクメンが推奨される原因は、男性側の家事や育児への関わりが高い夫婦ほど二人以上の子どもを望む傾向があり、少子化の対策に寄与するとも言えると思います。

厚生労働省から令和2年度の雇用均等基本調査の結果が公表されました。育児休業取得者の割合が、女性は81.6%、男性は12.65%で、男性の育児休業の取得率は過去最高でしたが、2020年に13%という政府の目標には届かなかったようです。

そこで伺います。

本市域内の企業などの育児休暇の取得状況はどうか。イクボス宣言事業者で多い業種並びに事業所への働きかけはどのようにしているのか。

また、本市では中小企業が多くて、育休で休職した人の分の仕事を誰が補うのとか、その仕事に対す

る対価は支払われるのかなど課題がありまして、零細企業はぎりぎりの人数でやっているところが多いことから、公共工事の入札優遇制度の評価項目になるとか促進の報奨金とかを考えてはいかがかと考えます。伺います。

○市長（中屋謙治君） 市内事業所のイクボス宣言の状況、それから、育児休暇の状況をお尋ねでございました。

まず、1点目のイクボス宣言をされている市内の事業所の状況でございます。市内には2つの事業所があるようでございます。いずれも建設業ということでお聞きしております。

それから、市内の事業所の育児休暇の取得状況。残念ながら、本市だけというデータがございませんので、全国ベースでは先ほど議員述べられたそういう数字であることを確認しております。

午前中からの議論の中で、本市の人口対策を含めて、子育てしやすいまちということになってきますと、やはり女性だけではなくて男性も育児、家事、介護に関わりを持っていくという、議員お述べになられたように、そうやって男性が協力的である家庭のほうが子どもが多いといいでしょうか、希望どおりの子どもの数に近づいているということも聞いております。

そういった意味で、本市内、子育てしやすい、子どもに優しい、あるいは女性に優しいまちだということが評価されるような取組、その一環として、イクボス宣言というのは有効ではなかろうかと思っております。

そういうことで、まずは市内中小企業、零細企業等々たくさんございますが、その中で先導役として市役所、私どものほうがイクボス宣言をして、子育てしやすいまち、女性に優しいまちということを対外的に宣言をしながら、そして、市内の各事業所にこの流れが広がっていくと、こういうことを期待していきたいと思っております。

なお、最後におっしゃいました奨励金の話とか、あるいは入札制度の加点のことについては、他市の状況、まだ詳しいデータを手元に持っておりませんので、こういうものも参考にしながら今後の検討課

題とさせていただきたいと思います。

○11番（中里純人君） ぜひこのイクボスの取組が広がるように力を入れていただきたいと思います。

次に、不妊治療についてです。

不妊の検査とか治療を受けたことがある夫婦の数は5.5組に1組だそうです。通院回数が多くて、ホルモン治療による身体的な負担、また、他人には知られたくないという精神面での負担が大きいことから仕事との両立が困難で、厚労省の調査では4人に1人が離職されているそうです。

不妊症には周囲の理解がとても大事で、職場や周囲が理解をして、子どもを持ちたいと思う人が安心して検査とか治療を受けられるような環境をつくるのが大事だと言われております。

本年度から730万円の所得制限が撤廃されたわけですが、利用状況はどのようなか。また、4月からは保険適用で利用が多くなるとは思いますが、どのように安心して治療できる環境づくりを進めていかれるのか。事業所等への理解を高める取組についてはどうか、伺います。

○子どもみらい課長（立野美恵子君） 不妊治療についてであります。

不妊治療の申請件数は、延べ件数で、令和元年度11件、令和2年度11件、令和3年度は令和4年1月末現在で19件で、増加しております。4月から不妊治療の保険適用が拡充されますので、さらに不妊治療を考える夫婦が増えることと想定されます。

安心して治療ができるように、不妊に悩む夫婦の精神的負担と経済的負担の軽減を図るために、市では、企業等を含めて不妊治療の正しい理解のための啓発や、保険対象になる不妊治療の自己負担について一部補助を、令和4年度当初予算に計上しているところであります。

○11番（中里純人君） 不妊治療には、先ほど述べましたように、身体的な負担と精神的な負担、そして経済的な負担、それに、急に病院に行かなくてはならないなどの時間の負担という四つの負担があると言われております。

私たちは、不妊症の方は多くいらっしゃるということを理解して、新たな生命の誕生に向けて取り組

む方々を応援していきたいものです。

次の質問に移ります。

教育行政についてであります。

文部科学省の教員不足の実態調査で、教員の志望者が減少して、公立高校では2,558人不足していて、5.8%の学校に影響があるということです。

団塊世代の退職者が多いにもかかわらず、多忙化から教員志望者が減少していて、中学校の採用倍率は前年の0.7ポイント減の4.4倍、小学校の採用倍率は2.6倍で、最も高かった平成12年度の12.5倍の5分の1程度まで落ち込んでおりまして、3年連続で過去最低となっております。

一クラス35人学級が令和4年度から導入されまして、5年間でおよそ1万3,000人教員を増やす必要があると試算をされておりますが、教育を支える人材並びに優秀な人材の確保が大きな課題となっております。

昨年行われました、教師が文部科学省に生の声を伝えるハッシュタグ教師からのバトンでは、「長時間労働で鬱病になりました」「教師はブラック企業」「残業100時間なんて当たり前」「辞めたい。でも、子どもたちを思いうと頑張らざるを得ない」などの投稿がありまして、改めて大変な仕事だと思った次第です。

昨年から始まった1人1台パソコンのGIGAスクール構想や、コロナ対策での新たな仕事が増えるなどますます先生方は忙しくなる一方ですが、平成28年度から本年度までの第3期教育振興基本計画では、「教師は教科の指導や生徒指導、部活動など負担も大きいことから、業務の役割分担、適正化を図っていくことが必要である」とうたっておりまして、教員の働き方改革が重点施策となっております。

教職員が置かれた現状をどのように認識されておられるのか、本市の現状を含めて見解を伺います。

○教育長（相良一洋君） 教職員の労働環境に関する現状についてでございます。

現在、情報化やグローバル化、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化、地域社会等々のつながりの希薄化など、学校が抱える課題が複雑化、多様化しております。

これに伴い、おのずと学校の役割は拡大せざるを得ない状況となっており、学校現場では教職員の長時間の勤務等が問題になっております。

学校種別に例を挙げますと、まず、小学校では学級担任制であることから、一人の教職員が担当する授業時数が多くなる傾向がございます。また、児童の在校中に校務や授業準備を行う時間の確保が難しい場合がございます。

次に、中学校では教科担任制であり、学校規模や教科により担当する授業時数が異なりますが、生徒指導や進路指導に関わる業務の負担が大きくなる傾向にあります。また、部活動に関わる時間が長いことから、授業準備の時間の確保が難しい状況にもございます。

さらに、現在のいじめや不登校等の生徒指導上の問題、そして、子どもの貧困などの様々な課題や保護者等への丁寧な対応が求められる、そのような事案も増えてきております。学校、教職員だけで対応することが質的にも量的にも難しくなっている現状もございます。

教職員の労働環境に係るこれらの問題は全国的に共通して見られる状況であると考え、本市におきましても同様の状況が言えると思います。

○11番（中里純人君） 労働状況が改善されない限り、企業への優秀な人材の流出というのは止まらないのではないかと考えております。

先ほど教員不足について述べましたが、産休や病気の休職者の補充員が不足していることや、学級担任が決まらずに、校長や教頭が穴埋めしている学校があるということです。

鹿児島県における教員不足が生じている学校の割合は、小学校が3.4%、中学校は4.2%のようでございますが、本市においてもそのような実態があるのかどうか、伺います。

○学校教育課長（藏藺孝一君） 育児休業や病気休暇等に伴う代替教員の配置等の状況についてでございます。

県教育委員会が配置する代替教員につきましては、年度当初から計画的に配置される欠員補充教員とは異なり、年度途中でその都度、必要に応じて配置さ

れるものであるということが多いことから、その確保については難しい面があり、申請をしても必ず配置されるものではないという現状があります。

本市においては、現在、小学校3校、中学校2校の計5校において、6人の教職員が育児休業等を取得しております。これに伴い、5校中4校に対して5人の代替教員が配置されておりますが、1校については代替教員がまだ配置されていないという状況があります。

代替教員が配置されていない学校においては、休業に入っている教職員の授業をほかの教職員間で分担して実施するなどの対応を取っているところですが、やはりその分の教職員への負担は大きくなっているようであります。

なお、学級担任が決まらず管理職が穴埋めをしているという状態の学校はございません。

代替教員の配置は決して容易なものではありませんが、今後もその必要が生じた場合には県への配置申請を確実に行之、円滑な学校運営がなされるように努めてまいりたいと思います。

○11番（中里純人君） 私は平成30年の3月議会で、教職員の多忙化で授業の準備ができなくて、児童生徒に影響があるのではないかと、実態と対策について質問しました。

過労死ラインと言われる80時間の勤務超過は、平成30年の答弁では中学校8人、教頭6人でしたが、改善されているのか伺います。

また、文部科学省も35人学級や小学校の教科担任制、教員免許制度の見直しなど働き方改革を進める方向であります。先生方が授業準備にかかる時間を確保するために、本市として特に取り組んでおられる特徴的なことがあるのか伺います。

また、学校や先生方からはどのような要望とか意見があるのか伺います。

○学校教育課長（藏菌孝一君） 超過勤務の状況と、働き方改革のための取組及び業務改善に関する教職員の意識等について答弁いたします。

まず、超過勤務の状況についてですが、直近の11月から1月の3か月間における出退勤記録を基に、月80時間を超えた教職員の人数をお知らせします。

11月は、小学校教諭が1人、中学校教諭が3人、小学校教頭が1人、中学校教頭が1人の計6人でありました。

12月は、中学校教諭が1人、中学校教頭が2人の計3人、1月は、中学校教頭が1人という状況でございます。

次に、本市における働き方改革のための取組についてお答えします。

まず、市教育委員会の取組としては、昨年度策定いたしました勤務時間の上限に係る規則と指針に基づき、各学校長に教職員の適正な勤務時間管理についての指導を行っております。

また、今年度はタイムカード機能つきの出退勤システムを導入し、より正確な勤務時間の把握と指導の徹底を図っております。

さらに、夏季休業中に学校閉庁日を設定し、積極的な年次有給休暇の取得等を推進しております。

次に、各学校においてですが、学校行事の精選や各種会議の削減、統合等により、校務処理や授業準備等の時間、子どもたちと向き合う時間を生み出すように努めるとともに、校内LANを活用してデータの一元化を行い、教材や資料作成の効率化、情報の共有化を図るなどの取組を行っています。

また、出退勤システムの活用や定時退庁日、部活動の休養日の設定等を通して、適正な勤務時間管理に努めております。

最後に、業務改善に係る教職員の意識についてです。

県教育委員会が実施した学校における業務改善アクションプラン令和3年度第1回フォローアップ調査、これは10月に実施いたしましたが、それによりますと、本市の小中学校の教職員の主な実態として、次のようなことが挙げられます。

業務改善に対する取組状況として、「積極的に取り組んでいる」と回答した教職員が14.3%、「おおむね取り組んでいる」と回答した教職員が73%、これらを合わせると87.3%と、8割以上の教職員が業務改善に取り組んでいると回答しております。

しかし、一方で、「業務改善が進んでいると実感しているか」という問いに関しては、本市の教職員

の割合は、「十分感じている」と答えた職員が8.2%、「おおむね感じている」が59.2%であり、これらを合わせると67.4%と7割に満たない状況もあり、まだまだ改善の余地があると捉えております。

教職員から出される主な意見としては、やはり授業の準備や子どもとしっかり向き合うための時間確保が課題であるというものが多いようであります。

このような実態を踏まえ、市教育委員会としましては、今後も引き続き、教職員の適正な勤務時間管理や各学校に設置しております安全衛生推進委員会の機能化、職員からの様々なアイデアを活かしたボトムアップの取組等を通した、より積極的な業務改善の推進に取り組んでまいります。

○11番（中里純人君） 私は前回の質問で、教師業務アシスタントの採用について質問しました。答弁は、「国や県の動向を注視したい」とありました。

来年度の鹿児島県の予算で、教員が教材の研究や指導に力を注げる環境づくりのために授業準備を補助する教員業務支援員を配置するようです。

児童生徒や教員が一定数以上の1校で1人となっておりますが、本市で該当する学校はあるのかどうか、伺います。

○学校教育課長（藏蘭孝一君） 県の教員業務支援、スクールサポートスタッフ配置事業についてであります。

これは県が令和4年度から実施する事業で、学校教育活動の充実と働き方改革の推進を目的として、児童生徒への指導や教材研究等の教員業務の支援を行う教員業務支援員を配置するというものです。

ただし、配置には26学級以上の規模があることという条件があります。

残念ながら、本市の小中学校にはこの条件を満たす学校がないため、該当する学校がございません。

○11番（中里純人君） この質問の最後になります。

教職員が置かれている現状を改善するには一地方自治体の教育行政ではなかなか難しい面がありますが、教育長は国や県に対しまして、教師への希望者が増えたり生きがいを持って教師という仕事に向き合えるようになるために、どのようなことを要望していかなければならないとお考えですか。伺います。

○教育長（相良一洋君） 教職員が置かれている現状の改善のために、国や県に対して要望していくべきことについてであります。

学校における業務改善の意義は、効率のよい業務運営等により教職員の負担を軽減し、授業の準備や子どもたちとしっかり向き合うための時間を確保することにより、教育の質を向上させることにございます。

市教育委員会としてはこのことを重視し、国や県に対しては教職員がより働きやすい環境整備に向けての事業の展開を期待しているところでございます。

当然ながら国や県の財源にも限りがありますが、例えば、小学校における専科指導教員や中学校における部活動指導員、指導法工夫改善加配教員の配置等の人的支援が得られることにより、学校教育のさらなる充実が図れると考えます。

また、円滑な学校運営のためには、教職員の育児休業等に伴う代替教員については確実に配置がなされるよう、今後も引き続き要望してまいりたいと考えます。

市教育委員会としては、今後も教職員の働き方改革に係る国の動向を注視するとともに、県教育委員会との連携を図りながら、教育の質の向上を目指して学校における業務改善の推進に尽力してまいります。

○11番（中里純人君） 次に、ICT教育についてであります。

市長マニフェストに挙げられましたIT教育の推進、英語教育、次世代を見据えた教育環境の整備の項目の中で、「タブレット端末の活用やインターネット教材配信などの質の高い教育を進める」と挙げられております。

そこで、以下数点質問します。

小中学生に1人1台タブレットが配置されましたが、山梨県の小中学校の校長会が行った小中学校でのタブレット利用のアンケート調査結果を新聞で見ました。それによりますと、週に数回が33.8%、月に数回が32.1%、全く使っていないが15.4%のようです。

本市では、タブレットを使った授業は1週間に何

時間、どのような教科でどのように使われているのか、伺います。

○教育長（相良一洋君） タブレット端末を使った授業についてであります。

具体的な使用時間等については、学年や担任、教科単元や活用場面により使用状況が異なっておりますので、週当たりの使用時間について明確に言及することはできません。

全ての小学校において、タブレット端末の活用が推進されてきております。国語や英語では録画機能を活用してスピーチ技能を高めたり、各課程を記録して、よりよい文章作成に役立てたりしています。算数、数学では表やグラフの作成、理科や体育では動画、写真等で記録、社会や総合的な学習の時間等の調べ学習では検索機能の活用、音楽では曲の鑑賞やリズムづくりなど、活用方法は多岐にわたっております。また、各教科の教科書に掲載されているQRコードを読み取ることで表示される動画や音声なども活用されております。

タブレット端末を活用すること自体が目的化としてしまわないように十分に留意をして、児童生徒の学びを充実させるためのツールとして、有効な活用を今後も推進してまいります。

○11番（中里純人君） 川上小学校では、昨年12月の南日本小学生プログラミング大会におきまして、5年生の児童が特別賞、学校が団体賞を受賞されるなど、先生方の指導の下、すばらしい取組がなされておりますが、一方では、学習指導の方法が困難に感じていらっしゃる先生もいらっしゃると思います。

先ほど紹介しました山梨県のアンケート調査では、先生方の課題で最も多かったのが、自分のスキル向上が66.4%、次が、支援員などの人的サポートが43.7%となっております。

タブレット利用で学校間の格差は生じていないのか、実態はどうか、伺います。

○教育長（相良一洋君） 学校間の格差についてであります。

本年の1月に、小学5年生と中学校1、2年生を対象に実施された鹿児島学習定着度調査の児童生徒質問紙の本市の結果から、タブレットやパソコン等

の活用については、「よくしている」「どちらかといえばよくしている」と回答した児童生徒の割合を比較すると、学校間で差が生じていることが明らかになりました。

学校規模によって回答した対象児童生徒数が異なりますが、小学5年生では、最も高い学校は90%、最も低い学校は33.3%でした。中学1年生では57.4%と11.2%、中学2年生では60.0%と30.2%という結果でありました。

活用があまり図られていない学校に対しては、先進的な取組を行っている学校の例を示すなど、具体的な活用の促進に向けて継続的に指導しているところでございます。

○11番（中里純人君） 今の調査結果を見ましても、学校間の格差は生じているということでございます。

年3回のICTスキル向上研修会等、希望する先生方の研究会を行っておられるようですが、これでサポートの体制は十分なのか、外部からの支援体制などを図っていく必要はないのか、伺います。

○教育長（相良一洋君） 外部からの支援体制についてであります。

本市では、本年度、教職員のICTスキルの向上を図るために、株式会社L o i L o、ジャストシステム、G o o g l e などから外部講師を招聘し、市ICTスキル向上研修会を年3回実施しました。

また、希望する教職員を対象とした研修や、放課後等にオンラインで開催する外部研修会についての周知等も行っております。

タブレット端末を活用した授業支援等については、各学校へICT支援員を月1回派遣し、学校のニーズに即した対応を行っております。

また、ソフトウェアの活用については、定期的に外部の専門業者等と教員のICTスキル向上のための情報交換を行い、各学校への情報提供等も行っております。

今後も外部からの支援体制のさらなる充実を図り、教職員のICTスキルの向上に努めてまいります。

○11番（中里純人君） 文部科学省では、G I G A スクール構想で1人1台パソコンの整備を終えて、教科書が改定する2024年にデジタル教科書の導入を

検討しております。

市長がマニフェストに挙げられましたように、質の高い教育のために、ICT教育支援のための指導者用の教材や民間のデジタルドリルの導入など進んでいるのか、伺います。

○教育長（相良一洋君） ICT教育支援についてであります。

指導者用の教材としましては、小学校5、6年生及び中学校1年生から3年生の外国語科の教師用デジタル教科書を配備しております。

児童生徒向け学習授業支援ソフトとしまして、小学校には国語、社会、算数、理科、外国語の合計5教科に対応した小学生向けドリル学習ソフトを導入しております。中学校には、タブレット端末を活用した各教科における共同学習や、技術科におけるプログラミング学習など、生徒の学び方や教師の教え方をサポートする授業支援ソフトを導入しているところであります。

なお、令和4年度については、中学校向けドリル学習ソフトも導入する予定であります。

○11番（中里純人君） 次に、タブレットの持ち帰りについてですが、これは先ほど同僚議員の質問にありました。セキュリティ対策は2月に作成されたということでしたが、保護者との破損とか故障などの確認事項等を含めたすぐに活用できる準備はできているのか、その1点、伺います。

○教育長（相良一洋君） まず、このことについてはしっかり学校の校長、教頭等にも下ろし、職員との共通理解を図りながら要綱をつくってまいりましたので、各家庭の保護者にも周知をして、いろんなルール、決まり等も下ろしながら活用できるように整備をしてまいりたいと考えております。

○11番（中里純人君） 次に、タブレットの活用事例でございますが、不登校の児童生徒へのタブレットでのリモート授業を行っている自治体もあるようです。

やむを得ず登校できない児童生徒に、寝屋川市では、授業する教師の前にタブレット端末を設置しまして、授業の様子を撮影して、オンラインビデオ通話システムS k y p eで配信します。そして、その

欠席した児童生徒はタブレットやスマートフォンで受信するわけですが、これは双方向ではなくて、一方通行の配信です。先生方は、新しい設備や機材も必要なくて、タブレットを操作するだけで特に負担はないということです。

クラスの皆さんと同じ授業を受けることで学ぶことを保障できるのではないかと思います、検討していかがかと思えます。伺います。

○教育長（相良一洋君） リモート授業の実施についてであります。

寝屋川市では、コロナ禍における市立小中学校の対応として、選択登校制を実施しております。選択登校制として、保護者の判断により自宅での学習を選択されている家庭に対し、個別のURLにより、希望者のみが視聴できる授業のライブ配信を行っているようであります。

市教育委員会としましては、今後、授業のライブ配信を含め、よりよいタブレット端末の活用について各学校への周知を図り、学校の実情に応じて取り入れていくよう、管理職研修会等で指導してまいります。

○11番（中里純人君） せっかくタブレットが1人1台と整備されたのですから、できるだけそのような形で活用を進めていっていただきたいと思えます。

最後になりますが、タブレット等の長時間の使用で視力の低下とか、イヤホンの使用で難聴、肥満の増加、運動不足による体力の低下などが指摘されておりますが、学校としてはどのような対策をされているのか、伺います。

○教育長（相良一洋君） タブレット等の長時間使用への対応についてであります。

学校において、児童生徒は、学級活動や保健体育などで、タブレット等の長時間使用による健康被害や予防対策等について学習をしております。また、外部講師を招聘した情報モラル講演会等を通して、情報機器との正しい付き合い方について学ぶ機会を設定している学校もございます。

市教育委員会としましては、いちき串木野市青少年健全育成市民会議運動方針の重点目標の一つとして、「メディア、ネットを安全で適切に利用しよう」

を令和元年度に設定し、「情報モラル教育と家庭ルールの展開、長時間利用を防ぐ」を掲げ、夜9時以降のノーメディア運動に取り組んでおります。

なお、2月の市校外生活指導連絡協議会では、NPO法人ネットポリス鹿児島公認インストラクターを講師として招聘し、「健康被害とメディアの危険な関係」というテーマでオンラインによる講演会を開催しました。

今後、持ち帰りの本格的な運用に向けて、持ち帰り時のタブレット端末活用の決まり等も配布し、児童生徒に対し、安心・安全に利用するためのルールなどを指導するとともに、保護者からも理解と協力を得られるように努めてまいります。

○11番（中里純人君） アメリカの研究では、デジタルメディアの頻繁な使用で10代の若者などにADHDの症状が発生する可能性が2倍以上になっているという報告があります。健康へ悪影響を与えることから、デジタルデトックスとして、デジタル機器の使用を自発的に控えることで症状の改善を行う取組も進んでおります。

学校におきましては、引き続き家庭と連携を取って、取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（濱田 尚君） 以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（濱田 尚君） 本日はこれで散会します。

散会 午後2時15分